

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

関係資料集

令和5年4月

富士市

<目 次>

第1	富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	1
第2	申請書等様式	8
第3	富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第5条別に定める基準	
1	一般基準	
	一般基準（立地基準）	25
	一般基準（技術基準）	26
2	個別基準	
	■一般土地利用編	
	(1) 一般共通基準（住宅外8項目ア～ケに共通する基準）	27
	ア 住宅	34
	イ 集合住宅（マンション・共同住宅）	36
	ウ 工場	38
	エ 倉庫及び作業所等	40
	オ 店舗及び事務所等	42
	カ 研修・研究施設等	44
	キ 墓園等	46
	ク 駐車場及び資材置場	49
	ケ 太陽光発電施設	50
	■産業廃棄物処理施設編	
	(2) 廃棄物処理施設共通基準（管理型外2項目ア～ウに共通する基準）	51
	ア 管理型最終処分場	54
	イ 安定型最終処分場	62
	ウ 中間処理施設	63
	■その他	
	(3) 土石の採取等	69
	■別表1～4	76
	■別記1～2	80

第4	申請書作成要領	
1	土地利用事業計画承認申請書作成要領	88
2	事前協議申出書作成要領	93
3	変更計画の工事設計説明書作成要領	94
4	静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱対象土地利用事業（5ha以上）の承認申請書作成要領	95
5	別紙1～4	96
6	別表1 土地利用事業計画承認申請書添付図書提出課一覧表	104
第5	その他	
1	審査システムフロー	105

第1 富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

制 定	平成4年9月16日	告示第101号
改 正	平成5年3月26日	告示第40号
改 正	平成9年3月6日	告示第20号
改 正	平成15年6月30日	告示第125号
改 正	平成17年2月28日	告示第21号
改 正	平成17年3月28日	告示第37号
改 正	平成20年10月31日	告示第181号
改 正	平成23年3月29日	告示第55号
改 正	平成25年6月4日	告示第122号

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

平成4年9月16日
告示第101号

(目的)

第1条 この要綱は、市における土地利用事業に関し必要な基準を定め、その適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに良好な生活環境の確保に努め、もって住民福祉の向上と市の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅、工場、倉庫、作業場、研修施設、研究施設、商業施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、医療施設、社会福祉施設、保養施設、農業施設、産業廃棄物処理施設、墓園、駐車場、資材置場等の建設又は土石（土、砂利、岩石等をいう。以下同じ。）の採取、捨土、廃棄物による埋立等の目的で行う一団の土地の区画形質若しくは用途の変更に関する事業をいう。
- (2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施行者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。
- (5) 公共施設 道路、上水道、下水道、公園、広場、緑地、河川、水路、排水施設、防災施設及び消防施設をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる土地利用事業に適用する。

- (1) 都市計画区域内における施行区域の面積が2,000平方メートル以上の土地利用事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可を要する土地利用事業にあつては、施行区域の面積にかかわらずすべてのもの）
- (2) 都市計画区域外における施行区域の面積が1,000平方メートル以上の土地利用事業
- (3) 建築物の建築に係る土地利用事業であつて、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの
- (4) 土石の採取等に係る土地利用事業であつて、施行区域の面積が1,000平方メートル以上又は土石の採取等に係る数量が2,000立方メートル以上のもの（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可若しくは富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成22年富士市条例第25号）第9条第1項の許可を要する土地利用事業又は非常災害に係る応急措置として行う土地利用事業を除く。）

- (5) 産業廃棄物の処理に係る土地利用事業であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の許可を要する産業廃棄物処理施設に該当するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が住民の福祉又は自然環境の保全に著しく影響を及ぼすと認める土地利用事業

2 同一事業者（社会通念上事業者と同一であると認められる者を含む。）が既に実施した施行区域に接続して、当該土地利用事業完了後2年以内に更に土地利用事業を行う場合は、その全ての面積又は容積をもつて前項第1号から第4号までに定める規模の対象とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、土地利用事業の施行に当たっては、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、県及び市が実施する土地利用に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、市長が、施行区域周辺の自然環境、生活環境等に悪影響を及ぼすおそれがあると認める土地利用事業については、その実施に先立ち、当該施行区域周辺の住民その他の利害関係者（以下「住民等」という。）に対し、土地利用事業の説明会を開催する等当該土地利用事業の計画を周知するとともに住民等と十分に協議しなければならない。

（土地利用事業の計画の基準）

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、関係法令及び別に定める基準に適合するようにしなければならない。

（承認の申請）

第6条 第3条に規定する土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、温泉法（昭和23年法律第125号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）を除く。）に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地利用事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が行う土地利用事業
- (2) 開発行為の許可を要する土地利用事業であつて、施行区域の面積が5,000平方メートル未満のもの

2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、土地利用事業計画承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第4条第2項に該当する土地利用事業にあつては、前項の申請書に住民等に対して行つた周知及び協議の経過を記録した書面を添付しなければならない。

第7条 削除

(承認の基準及び条件)

第8条 市長は、第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する計画が関係法令及び別に定める基準に適合しないと認めるときは、同項の承認をしないものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、第6条第1項の承認に条件を付することができる。

(承認の効力)

第9条 第6条第1項の承認は、事業者が同項の承認に係る土地利用事業に関する工事の着手をしないまま承認の日から2年を経過したときは、その効力を失う。

2 前項の期間の計算方法は、承認のあつた日の翌日から起算し、起算日に相当する日の属する月の末日をもつて満了する。

3 事業者は、第1項の期間内に第6条第1項の承認に係る土地利用事業に関する工事の着手をしないことにつき、事業者の責めに帰することのできない特別の理由があるときは、工事着手遅延理由書(第2号様式)を市長に提出することができる。

4 前項の理由書の提出があつた場合において、市長がやむを得ないと認めたときの第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「2年に2年を限度として市長が認める期間を加えた期間」とする。

(事前協議)

第10条 次に掲げる土地利用事業については、第6条第1項の承認の申請に先立ち、当該土地利用事業に関する計画について、市長に協議し、その同意を得なければならない。

(1) 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画(平成3年3月策定)の対象地域内における施行区域の面積が5,000平方メートル以上の土地利用事業

(2) 都市計画区域外における施行区域の面積が5,000平方メートル以上の土地利用事業

(3) その他市長が特に必要と認める土地利用事業

2 前項の協議の申出をしようとする事業者は、事前協議申出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、第1項の協議の同意のあつた日から2年以内に、第6条第1項の承認の申請をすることができないときは、その理由を市長に報告しなければならない。

4 前項の報告は、経過報告書(第4号様式)によつて行うものとする。

5 第1項の規定により、市長の同意を得た土地利用事業について、当該同意の日から起算して3年を経過した後、第6条第1項の規定による承認を受けようとする事業者は、新たに第1項の規定による市長の同意を得なければならない。

6 前項の期間の計算方法は、前条第2項の規定を準用する。

7 第8条の規定は、市長が第1項の規定による同意をする場合について準用する。

(環境影響評価等)

第11条 事業者は、その実施しようとする土地利用事業が静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)第2条第4項の対象事業に該当するときは、同条例に規定する手続を実施しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、事業者は、同項の手続を実施するほか、前条第1項の事前協議の際、災害の防止に関する事項その他この要綱の目的の達成のために市長が必要と認める事項について調査しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める土地利用事業については、事業者は、第6条第1項の承認の申請又は前条第1項の事前協議の際、災害の防止及び環境の保全に関する事項その他この要綱の目的の達成のために市長が必要と認める事項について調査しなければならない。

(地位の承継)

第12条 次に掲げる土地利用事業について事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者は、あらかじめ地位承継承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第6条第1項の承認を受けた土地利用事業
- (2) 第6条第1項の承認の申請をした土地利用事業
- (3) 第10条第1項の同意を得た土地利用事業

2 前項各号に掲げる土地利用事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継した場合は、速やかに地位承継届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第13条 事業者は、第6条第1項の承認を受けた土地利用事業の工事完了前において、施行区域の面積又は工事の設計内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- (1) 施行区域の面積の縮小であり、当該縮小に係る部分の面積が変更前の面積の10パーセント以内のもの
- (2) 造成工事に伴う土量の変更であり、当該変更に係る土量が変更前の土量の10パーセント以内のもの
- (3) 土石の採取等に係る数量の減少であり、当該減少に係る数量が変更前の数量の10パーセント以内のもの
- (4) 廃棄物の埋立等に係る数量の減少であり、当該減少に係る数量が変更前の数量の10パーセント以内のもの
- (5) 道路及び水路については、起点又は終点の変更を伴わない道路又は水路の中心線の変更であり、その道路又は水路の幅員の2倍の範囲内のもの
- (6) 公園及び緑地については、前号の変更に伴う変更であり、その面積の縮小を伴わないもの
- (7) 富士市建築基準法施行細則（昭和53年富士市規則第17号）第6条に該当するもの
- (8) その他防災上又は生活環境の保全上支障がないと市長が認めるもの

(届出)

第14条 事業者は、第6条第1項の承認の申請をした土地利用事業について、次の各号に該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人にあつてはその代表者の氏名を変更したとき。
氏名等変更届（第8号様式）
- (2) 工事施行者を変更したとき。 工事施行者変更届（第9号様式）
- (3) 防災工事に着手しようとするとき又はその工事が完了したとき。 防災工事着手（完了）届（第10号様式）
- (4) 防災工事以外の工事に着手しようとするとき若しくはその工事が完了したとき又は工事を1月以上中止しようとするとき若しくはその工事を再開しようとするとき。
工事着手（完了、中止、再開）届（第11号様式）
- (5) 前条ただし書に規定する変更をしようとするとき。 軽微変更届（第12号様式）
- (6) 第6条第1項の承認の申請の取下げをしようとするとき。 承認申請取下届（第13号様式）
- (7) 土地利用事業を廃止しようとするとき。 事業廃止届（第14号様式）

(関連公共施設の整備)

第15条 土地利用事業の施行に関連して必要となる公共施設は、原則として事業者の負担において、これを整備しなければならない。

- 2 前項の規定により整備された公共施設は、原則として市に移管するものとし、当該施設の管理及びこれに要する経費の負担については、市長と事業者との協議により定めるものとする。

(工事の施行方法等に関する協定の締結)

第16条 市長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、事業者との間に協定を締結するものとする。

- (1) 工事の施行方法又は防災工事の施行を確保するための措置
- (2) 工事完了後の施設の管理
- (3) 自然環境又は生活環境の保全等

(災害補償等に関する協定の締結)

第17条 事業者は、土地利用事業に起因して発生する災害に対処するための災害補償等に関する事項について、市長が必要と認める場合には、住民等と協定を締結しなければならない。

(会員等の募集)

第18条 土地利用事業の施行によつて設置される施設を他の一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することのできる権利を有することとなる者の募集（以下「会員等の募集」という。）は、第6条第1項の承認を受けた後でなければしてはならない。

- 2 事業者は、会員等の募集をしようとするときは、あらかじめ、会員等の募集届（第15

号様式)を市長に提出するものとする。

(調査)

第19条 市長は、この要綱の施行のため必要な限度において、土地利用事業に関する土地その他の物件又は工事の状況を調査することについて、協力を求めることができる。

2 前項の調査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 第6条第1項の承認の申請、第10条第1項の協議の申出又は第13条の承認の申請があつたとき。
- (2) 防災工事施行中又はその工事が完了したとき。
- (3) 防災工事以外の工事施行中又はその工事が完了したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(報告、勧告等)

第20条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業に関し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 事業者は、前項の規定による勧告又は助言を受けたときは、その勧告又は助言に基づいて講じた措置について市長に報告しなければならない。

3 前項の報告は、是正報告書(第16号様式)によつて行うものとする。

(承認の取消し)

第21条 市長は、事業者又は工事施行者が社会的信用を著しく失墜するような行為を行つたときは、第6条第1項の承認を取り消すことができる。

第22条 削除

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

2 富士川町の編入の日前に、編入前の富士川町土地利用事業の適正化に関する指導要綱(富士川町要綱第12号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成5年3月26日告示第40号)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第10条第1項の事前協議の申出がなされ、この告示の施行の際現にこれに対する同意がなされていない土地利用事業(この告示の施行の日以後その内容を変更せず実施されるもの

に限る。)については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月6日告示第20号）

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第10条の事前協議の申出がなされ、この要綱の施行の際、現にこれに対する同意がなされていない土地利用事業（この要綱の施行の日以後その内容を変更せずを実施されるものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第11条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「対象事業」とあるのは「対象事業（同要綱附則第2項の規定により、同要綱の規定が適用されない対象事業を除く。））」とする。

附 則（平成15年6月30日告示第125号）

この要綱は、平成15年9月2日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年2月28日告示第21号）

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日告示第181号）

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日告示第55号）

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成25年6月4日告示第122号）

この要綱は、平成25年6月4日から施行する。

附 則（令和8年3月37日告示第58号）

この要綱は、令和8年3月37日から施行する。

第2 申請書等様式

- 第1号様式 土地利用事業計画承認申請書
- 第2号様式 工事着手遅延理由書
- 第3号様式 事前協議申出書
- 第4号様式 経過報告書
- 第5号様式 地位承継承認申請書
- 第6号様式 地位承継届
- 第7号様式 変更承認申請書
- 第8号様式 氏名等変更届
- 第9号様式 工事施行者変更届
- 第10号様式 防災工事着手（完了）届
- 第11号様式 工事着手（完了、中止、再開）届
- 第12号様式 軽微変更届
- 第13号様式 承認申請取下届
- 第14号様式 事業廃止届
- 第15号様式 会員等の募集届
- 第16号様式 是正報告書

第1号様式（第6条関係）

土地利用事業計画承認申請書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、土地利用事業の承認を受けたいので申請します。

土地利用事業の目的					
施行区域の所在地					
施行区域の面積					
土地利用事業計画の内容	別添のとおり				
工事の設計	別添のとおり				
工事施行者	住所				
	氏名				
連絡先	担当者	住所			
		電話		氏名	
	設計者	住所			
		電話		担当者	

（注） 土地利用事業計画の内容及び工事の設計については、土地利用計画承認申請書作成要領を参照すること。

第2号様式（第9条関係）

工事着手遅延理由書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、工事の着手が遅延しますのでその理由書を提出します。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日 及び変更承認番号	年 月 日 第 号
土地利用事業の名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
遅延の理由	

（注）添付書類

- 1 遅延理由を証明する書類等
- 2 法令に基づく許可、認可等を取得したときは、その写し
- 3 防災工事及び工事に関する工程表（着手予定年月日を記載すること。）
- 4 工事施工予定者の業務経歴書
- 5 土地利用事業の承認書の写し（承認時の条件）

第3号様式（第10条関係）

事前協議申出書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、事前の協議を申し出ます。

土地利用事業の目的				
施行予定区域の所在地				
施行予定区域の面積				
土地利用事業計画の概要	別添のとおり			
連絡先	担当者	住所		
		電話		氏名
	設計者	住所		
		電話		担当者

（注） 土地利用事業計画の概要は、事前協議書の作成要領を参照すること。

第4号様式（第10条関係）

経 過 報 告 書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
 申請者
 氏名
 { 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 }
 (電話番号)

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、承認の申請をすることができないことにつきその経過について報告します。

同意年月日及び 同意番号	年 月 日 第 号
土地利用事業の名称	
施行区域の所在地	
経 過	

（注） 経過欄には、法令に基づく許可、認可、届出等の状況を含めて記載すること。

第5号様式（第12条関係）

地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）富士市長

申請者（地位を譲り受けようとする者）

住 所

氏 名

（電話 ）」

申請者（地位を譲り渡そうとする者）

住 所

氏 名

（電話 ）」

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、地位承継の承認を受けたいので申請します。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日 第 号
土地利用事業の名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
申請の理由	
債権及び債務の 承継内容	
譲受人の資本金	

（注）譲受人の添付書類

- 1 市との協定書及び災害補償に関する協定書
- 2 定款及び商業登記簿の登記事項証明書
- 3 経歴書又は経営報告書
- 4 当該事業の資金計画書及び管理計画書
- 5 承認（同意）通知書の写し

第6号様式（第12条関係）

地 位 承 継 届

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、事業者の地位を承継したので届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日	第 号
土地利用事業の名称		
施行区域の所在地		
施行区域の面積		
旧事業者	住所	
	氏名	
承継の理由		

（注） 承継人の添付書類

- 1 市との協定書及び災害補償に関する協定書
- 2 住民票の写し又は商業登記簿の登記事項証明書
- 3 承認（同意）通知書の写し

第7号様式（第13条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、土地利用事業の変更の承認を受けたいので申請します。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日 及び変更承認年月日	年 月 日 第 号
土地利用事業の名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
変更の理由	
工事の設計	別添のとおり

- （注） 1 工事の設計については、変更計画の工事設計説明書の作成要領を参照のこと。
2 図面は新・旧の計画を色分けすること。

第8号様式（第14条関係）

氏名等変更届

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、氏名（名称、住所）を変更しましたので届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日	第 号
土地利用事業の名称		
施行区域の所在地		
施行区域の面積		
変更した内容	旧	
	新	

（注）添付書類

- 1 法人の商号変更の場合は、商業登記簿の登記事項証明書
- 2 住所の変更の場合は、住民票の写し又は商業登記簿の登記事項証明書

第9号様式（第14条関係）

工 事 施 行 者 変 更 届

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、工事施行者を変更したので届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日	第 号
土地利用事業の名称		
施行区域の所在地		
施行区域の面積		
変更年月日		
旧工事施行者		
新 工 事 施 行 者	住 所	
	氏名又は名称	
	連絡場所	（電話 ）
変更の理由		

（注）添付書類

工事施行者の業務経歴書

第 10 号様式（第 14 条関係）

防災工事着手（完了）届

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、防災工事の着手（完了）について届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日	第 号
直近の変更承認年月日 及び変更承認年月日	年 月 日	第 号
土地利用事業の名称		
施行区域の所在地		
防災工事の 着手（完了）年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了（予定）	
沈砂地、調整池の基数		
その他の防災施設		
工事 施 行 者	住 所	
	氏名又は名称	
	連絡場所	（電話 ）
現 場 管 理 者	住 所	
	氏名又は名称	
	連絡場所	（電話 ）

第 11 号様式（第 14 条関係）

工事着手（完了、中止、再開）届

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
（電話番号 ）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、工事の着手（完了、中止、再開）について届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日	第 号
直近の変更承認年月日 及び変更承認番号	年 月 日	第 号
土地利用事業の名称		
施行区域の所在地		
工事の着手 （完了、中止、再開） 年 月 日	年 月 日（から	年 月 日まで） *着手届の場合は完了予定日、中止届の場合は期間を明示すること
工事 施 行 者	住 所	
	氏名又は名称	
	連絡場所	（電話 ）
現 場 管 理 者	住 所	
	氏名又は名称	
	連絡場所	（電話 ）

(注) 添付書類

1 着手届

- (1) 工事に関する工程表（防災工事と併行する場合は、防災工事に関する工程表を含む。）
- (2) 法令に基づく許可書、認可書等の写し
- (3) 土地利用事業の承認書の写し（承認時の条件）
- (4) 防災工事完成写真（防災工事と併行する場合、防災施設が機能発揮することが確認できる写真、図書等）
- (5) 防災工事と併行する場合はその理由書
- (6) 位置図

2 完了届

- (1) 土地利用確定平面図及び防災施設構造図
- (2) 土地利用承認条件に対する措置一覧表及び許認可事項一覧表
- (3) 工事完成写真
- (4) 位置図

3 中止届

- (1) 中止理由書（再開予定年月日を明記のこと。）
- (2) 土地利用平面図及び防災施設構造図
- (3) 中止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- (4) 位置図

4 再開届

- (1) 工事に関する工程表
- (2) 法令に基づく許可書、認可書等の写し
- (3) 工事施行者の業務経歴書
- (4) 土地利用計画図
- (5) 位置図

第 12 号様式 (第 14 条関係)

軽 微 変 更 届

年 月 日

(あて先) 富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、軽微な変更について届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日 及び変更承認番号	年 月 日 第 号
土地利用事業の名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
変更の理由	
工事の設計	別添のとおり

- (注) 1 工事の設計については、変更計画の工事設計説明書の作成要領を参照のこと。
2 変更に係る部分の平面図及び構造図を添付すること。
(平面図は、新旧の計画を色分けして一枚に記入すること。)

第 13 号様式 (第 14 条関係)

承 認 申 請 取 下 届

年 月 日

(あて先) 富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、土地利用事業に係る承認申請を取り下げたいので届け出ます。

受 付 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日 第 号
土地利用事業の内容	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
取 下 げ の 理 由	別 紙 の と お り

(注) 添付書類
取下理由書

第 14 号様式 (第 14 条関係)

事 業 廃 止 届

年 月 日

(あて先) 富士市長

住所
届出者
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
(電話番号)

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、土地利用事業を廃止したいので届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日 及び変更承認番号	年 月 日 第 号
土地利用事業の内容	
土地利用事業廃止 予定年月日	
土地利用事業を 廃止する区域の面積	
廃止の理由	
廃止に伴う今後の措置	

(注) 添付書類

- 1 事業の廃止に係る既着手区域を明示した図書
- 2 廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 3 事業の廃止に伴う従前の公共施設の回復計画書
- 4 事業の廃止に伴う防災工事計画
- 5 位置図

第 15 号様式 (第 18 条関係)

会 員 等 の 募 集 届

年 月 日

(あて先) 富士市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、会員（他に名称があればその名称）の募集について届け出ます。

承認年月日及び 承認番号	年 月 日 第 号		
会 員 の 名 称		規 模 ホール数	m ²
施行区域の所在地			
募 集 の 時 期			
募集人員（口数） 〔数次にわたり募集 する場合は、その 時期別に〕		金 額	
会員の権利、義務に 関 する 事 項			

(注) 添付書類

募集に関する説明書その他参考となる書類

第16号様式（第20条関係）

是 正 報 告 書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所
届出者
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
（電話番号 ）

年 月 日の現地調査において指示された点については是正したので報告します。

土地利用事業の名称			
施行区域の所在地			
承認年月日及び 承認番号	年	月	日 第 号
指 示 事 項	是 正 事 項		

第3 富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

第5条別に定める基準

1 一般基準

一般基準（立地基準）

一般基準（技術基準）

2 個別基準

■一般土地利用編

(1) 一般共通基準（住宅外8項目ア～ケに共通する基準）

ア 住宅

イ 集合住宅（マンション・共同住宅）

ウ 工場

エ 倉庫及び作業所等

オ 店舗及び事務所等

カ 研修・研究施設等

キ 墓園等

ク 駐車場及び資材置場

ケ 太陽光発電施設

■産業廃棄物処理施設編

(2) 産業廃棄物処理施設共通基準（管理型外2項目ア～ウに共通する基準）

ア 管理型最終処分場

イ 安定型最終処分場

ウ 中間処理施設

■その他

(3) 土石の採取等

■別表1～4

■別記1～2

（注）一般土地利用編、産業廃棄物処理施設編、その他に掲げる事業に該当しない土地利用事業は、そのいずれかの基準に準ずるものとする。

<個別基準 語句解説>

・個別基準の種別欄中「法令基準」は、法令又は静岡県条例及び富士市条例に基づく基準をいい、「行政指導」は、「法令基準」以外の基準をいう。

・個別基準の種別欄中「(法令基準)」は、法令等の適用を受ける「法令基準」の区域とそれ以外の「行政指導」の区域がある場合をいう。

一般基準

<一般基準（立地基準）>

土地利用事業の一般基準（立地基準）は、次に掲げるとおりとする。

- 1 土地利用事業は、国土利用計画（富士市計画）及び静岡県土地利用基本計画の趣旨に沿って立地されるものであって、次に掲げる地域ごとの承認の基準に適合するものであること。
 - (1) 都市地域
 - ア 用途地域
市街地としての適正な土地利用を図る土地利用事業以外の土地利用事業の施行は認めないものとする。
 - イ その他の地域
周辺環境に適さない土地利用事業の施行は認めないものとする。
 - (2) 農業地域
 - ア 農用地区域
土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
 - イ 市街化調整区域内の甲種及び乙種第1種農地区域
土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
 - ウ ア、イ以外の区域において、農業地域としての環境に適さない土地利用事業の施行は、認めないものとする。
 - (3) 森林地域
 - ア 保安林及び保安施設地区
土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
 - イ 保安林及び保安施設地区以外の森林地域
次に掲げる森林の区域内における土地利用事業の施行は、森林のもつ公益的諸機能をそこなうものとして、認めないものとする。
 - (ア) 山地災害防止機能又は水源かん養機能が高いとされる森林区域で行われる土地利用事業
 - (イ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林区域で行われる土地利用事業
 - (ウ) 保全の地域とされる森林区域内で行われる自然環境及び山地景観を著しく悪化されるおそれのある土地利用事業
 - (4) 自然公園地域
土地利用事業の施行は、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められたものを除き認めないものとする。
 - (5) 自然保全地域
土地利用事業の施行は、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められたものを除き認めないものとする。
 - (6) 5地域のうち、前各号に掲げる地域以外の地域
国土利用計画（富士市計画）及び静岡県土地利用基本計画の趣旨に沿った土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
 - (7) 5地域のいずれにも区分されない地域
土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
- 2 施行区域には、次に掲げる区域を含まないこと。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域。ただし、農用地区域内における土石の採取及び産業廃棄物の最終処分等を目的とする土地利用事業で、おおむね2年以内に農地に復元できるものは除く。
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく富士箱根伊豆国立公園地域。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められたものを除く。

- (3) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年法律第9号）に基づく自然環境保全地域。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められたものを除く。
 - (4) 鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律第32号）に基づく特別保護地区
 - (5) 文化財保護法及び静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例題23号）に基づく文化財等の指定地域
 - (6) 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域
- 3 施行区域内には、原則として次に掲げる地域を含まないこと。
- (1) 土地改良事業、開拓事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地
 - (2) 林道整備等の林業公共投資の受益地
 - (3) 公有林
 - (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域
 - (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域
 - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく災害危険区域
 - (8) 事業施行に伴い土砂災害が生じるおそれのある区域
 - (9) 水道等の水源に影響を及ぼすおそれのある区域
- 4 施行区域内の私有地については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を下らない地権者の同意が得られていること。
- (1) 第10条第1項の規定による協議をする場合、私有地の面積の80パーセント
 - (2) 第6条第1項又は第13条第1項の承認を受ける場合（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為の許可を要する土地利用事業を除く。）、私有地の100パーセント
- 前各号を証するものとして、自署、実印による捺印された同意書・賃貸契約書等を添付すること。
- 5 第6条第1項の承認の申請に関する土地利用事業は、原則として同項の承認後5年以内に完了するものであること。ただし、産業廃棄物の最終処分場に関わる土地利用事業及び正当な理由により同項の承認後5年以内に完了することが困難である事業についてはこの限りではない。
- 6 前項ただし書に規定する第6条第1項の承認後5年以内に完了することが困難である事業については、次に掲げる手続を行うものとする。
- (1) 第6条第1項の承認後5年を経過した日から30日以内に、承認を受けた者の住所（所在）、氏名（名称）、事業名、承認日、承認番号、遅延の理由、事業の進捗状況及び完了までのスケジュールを記載した書類（以下「事業進捗報告書」という。）を提出すること。
 - (2) 事業進捗報告書の提出後速やかに、第6条第1項の承認を受けた土地利用事業区域において事業進捗報告書及び図面等を用いて、その内容を説明すること。
- 7 前項の手続は、第6条第1項の承認後5年を経過した日の属する年から完了日の属する年まで毎年行うものとする。この場合において、第1号中「5年」とあるのは、実際の経過年数に読み替えるものとする。
- 8 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の対象地域における山林区域における土地利用事業については、市と「自然環境の保全と回復に関する協定」を締結できるものであること。

<一般基準（技術基準）>

土地利用事業の一般基準（技術基準）は、「富士市開発許可運用及び技術基準」の第3章開発許可技術基準を準用する。

個別基準 一般土地利用編

(1) 一般共通基準(住宅、集合住宅、工場、倉庫及び作業所等、店舗及び事務所等、研修・研究施設等、墓園等、駐車場及び資材置場、太陽光発電施設の建設の目的で行う土地利用事業の共通の個別基準は、次のとおりとする。)

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法(平成5年法律第91号)第8条、自然環境保全基本方針(令和2年3月19日環境省告示第29号)、静岡県自然環境保全基本方針(昭和49年静岡県告示第9号)	環境保全課
	2. 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導		林政課
	3. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施工すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。 ウ 緑地の形成は次により行い、別記1の「富士市緑化基準」に適合すること。詳細については、市と協議すること。 (ア) 施行区域内の表土を活用すること。 (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。 (ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。 (エ) 野鳥及び小動物のための結実花木(誘鳥木)を植栽すること。 エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は周囲の自然環境に調和したものであること。また、周囲の道路、既成市街地等から施行区域内への眺望についても配慮すること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県自然環境保全基本方針、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)、国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達。)、森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第28条の2	環境総務課 みどりの課 建築土地対策課 林政課
	4. 水資源の確保を図るため、浸透施設等を設置し地下水のかん養機能の保持に配慮すること。また、事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、周辺への水源として使用実態に応じた水量を確保するための必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出による水質の悪化を防止するための必要な措置を講ずること。 太陽光発電施設の設置を目的とする場合は、事業区域内の森林が0.5ヘクタールを超える場合を対象とする。	法令基準	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第2項第2号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課
	5. 開発行為(森林法)の事業目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成を適切に行なうこと。また、これらの森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう措置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課

■一般土地利用編(1)一般共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	6.事業者は、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずること。 ・廃棄物の適正な処理がはかられることとなるように必要な措置を講ずること。 ・再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。 ・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。	法令基準	環境基本法(第8条)、静岡県環境基本条例(第6条)、富士市環境基本条例(第6条)	環境総務課
	7.事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、市が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力すること。	法令基準	地球温暖化対策の推進に関する法律(第5条)、静岡県地球温暖化防止条例(第4条)	環境総務課
	8.「富士市環境基本計画における土地利用に係る環境配慮指針」に配慮すること。	行政指導	第三次富士市環境基本計画	環境総務課
	9.富士・愛鷹山麓地域内における開発行為・土地利用については、周辺の自然環境に十分配慮すること。	行政指導	富士・愛鷹山麓地域環境管理計画	環境総務課
	10.環境影響評価法若しくは静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	環境影響評価法 第2条第1～4項、環境影響評価法施行令 第1～7条、静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課
	11.稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合には原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。	行政指導		建築土地対策課
	12.現況地盤の傾斜度が30度以上の自然傾斜地である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りではない。	行政指導		建築土地対策課
	13.富士・愛鷹山麓地域内において、重度開発を行う場合は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例に基づく手続きを行うこと。	法令基準	富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例	環境総務課

■一般土地利用編(1)一般共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	1. 水道施設の設置については、水道事業者と協議し、維持管理の方法等が明確にされていること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	2. 施行区域内に降った雨は、浸透施設等の設置により、極力地下浸透するよう配慮すること。又、浸透が期待できない場合は、貯留施設とすること。	行政指導		河川課
	3. 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第3号	河川課 下水道建設課 建築土地対策課
	4. 公園は、施行区域面積の100分の3以上の面積を確保すること。なお、位置、施設の内容等については、市と協議すること。(施行区域の面積が3,000平方メートル以上の場合)	法令基準	都市計画法施行令第25条第7号、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第21条	みどりの課 建築土地対策課
	5. 施行区域内外に必要な道路反射鏡、防護柵、防犯灯等の安全施設を設置すること。なお、維持管理については市と協議すること。	行政指導		道路維持課 市民安全課
	6. 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。	行政指導		建築土地対策課
防災	1. 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については別途河川管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	河川課 建築土地対策課
	2. 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地帯がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課
	3. 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)に基づいていること。	法令基準	河川法(昭和39年法律第167号)第13条、河川管理施設等構造令	河川課

■一般土地利用編(1)一般共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
防災	4. 施行区域内に調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘案し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過確率雨量の1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課
	5. 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現況の形態を尊重した土地利用計画とすること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第3号、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)、宅地造成事業に係る開発行為の審査等について(昭和49年3月31日付け林野治第2425号林野庁長官通達)	林政課 河川課 建築土地対策課
	6. 排水路は原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。 ア 当該暗渠の流域は、原則として10ヘクタール以下であること。 イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第3号、都市計画法施行規則第26条、宅地造成工事技術的指導要領(昭和57年2月1日付け建第1090号静岡県都市住宅部長通知)、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	河川課 建築土地対策課
	7. 当該土地利用事業に伴う雨水を調整池又は排水路等へ導入できる場合の施行地域内の排水施設の勾配および断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画排水量を有効に排水することができるように計画すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第1号、都市計画法施行規則第22条	河川課 建築土地対策課

■一般土地利用編(1)一般共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
防災	8. 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。 ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は「別記2」によるものであること。 イ 地形地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、「別記2」による沈砂池を設置するものであること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	河川課 林政課 建築土地対策課
	9. 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。	法令基準	砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	建築土地対策課
	10. 盛土ののり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり枠等の永久構造物により被覆すること。	法令基準	砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	建築土地対策課
	11. 残土又は不足土が生ずる場合には、防災及び自然環境の保全について十分配慮した措置、方法を明示すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課 建築土地対策課
道路	1. 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関する協議がなされていること。	法令基準	都市計画法第32条	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	2. 1. の協議により道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(以下「認定道路」という。)となるものについては、その構造が、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び富士市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例(以下「道路構造条例」という。)に適合したものであること。	法令基準	道路法第24条、第30条、道路構造令、富士市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課

■一般土地利用編(1)一般共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
道路	3. 施工区域内の排水を認定道路及び認定外道路の施設(側溝等)に接続する場合は、事前に協議を行うこと。	法令基準	道路法第24条、第32条	建設総務課 道路維持課
	4. 施行区域内の道路は、舗装すること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 施行区域内の主要な道路(以下「幹線道路」という。)を認定道路及び認定外道路に取付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取付け箇所の構造は、道路構造令及び道路構造条例に適合したものであること。	法令基準	都市計画法第32条、道路法第24条、第30条、道路構造令、富士市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	6. 道路ののり面又は道路と接するのり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	法令基準	都市計画法施行規則第23条	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	7. 施行区域に接する認定道路及び認定外道路が未整備の場合は道路管理者と協議し、必要に応じて整備等を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課
	8. 認定道路を使用するに当たり、既存認定道路が未整備の場合は道路管理者と協議し必要に応じて拡幅等の整備を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
その他	1. 前各項の個別基準に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条の規定による技術基準に適合したものであること。	法令基準	都市計画法第33条、宅地造成等規制法第9条、宅地造成事業に係る開発行為の審査等について(昭和49年10月31日49林野治第2524号。林野庁長官から都道府県知事あて)	林政課 建築土地対策課
	2. 施行区域内に本市所管の法定外公共物が介在している場合は、存置、廃止及び付け替えについて、管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法第32条、富士市認定外道路管理条例第4条、富士市普通河川条例第4条	建設総務課 建築土地対策課
	3. 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することにより、その未買収地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないものであること。	行政指導		建設総務課
	4. 地下水を使用する場合には、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	環境保全課
	5. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	環境保全課 建築土地対策課
	6. 簡易水道利用について、簡易水道組合と協議すること。	行政指導		環境総務課

■一般土地利用編(1)一般共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
その他	7. 河川又は沿海が汚水、土砂等の流入による影響を受けないように、流出防止対策は万全を期すこと。	行政指導		河川課 環境保全課
	8. 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第12号、森林法第10条の2第2項、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 建築土地対策課
	9. 事業計画の策定にあたり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会及び県文化財課とその取扱いについて協議すること。	法令基準	文化財保護法第93条・第94条	文化財課
	10. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会及び県文化財課へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	遺失物法(明治32年法律第87号)第1条第1項、文化財保護法第96条、第97条	文化財課
	11. 公共施設として帰属する土地に地上権、抵当権、賃貸借による権利その他所有権以外の権利があるときは、都市計画法第40条に基づく帰属前にこれを消滅すること。	法令基準	都市計画法第40条	建築土地対策課
	12. 工事に当たっては、交通安全が確保され、交通障害の原因とならない循環経路がとれていること。	行政指導		道路維持課 建設総務課 市民安全課 建築土地対策課
	13. 事業活動に伴う公害対策に留意するとともに、建設工事中周辺地域に騒音、振動その他の公害について十分な対策がなされていること。	行政指導		環境保全課
	14. 区域内に墓地（地目：墓地）がある場合は、廃止許可を得ること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項	環境総務課
	15. 5条森林において隣接する既存開発区域を含む開発面積が1ヘクタール(太陽光発電施設の設置については0.5ヘクタール)を超える場合は、別途、林地開発の許可申請を行なうこと。 太陽光発電施設の設置を目的とする場合は、事業区域内の森林が0.5ヘクタールを超える場合は許可申請を行なうこと。	法令基準	森林法第10条の2	林政課
	16. 交差点部には出入口を設けないこと。	行政指導		建設総務課
	17. 施行区域に接する道路敷及び水路敷に、電柱を設置しないこと。	行政指導		建設総務課
	18. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	「宅地造成及び特定盛土等規制法」	建築土地対策課

個別基準

(1) ア 住宅（常時使用する独立住宅）の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、20パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	2. 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、原則として幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	3. 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に、幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
施設	1. 分譲地等の敷地面積は、次によること。 ア 市街化区域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）においては、1区画当り165平方メートル以上とすること。 イ ア以外の地域においては、1区画当りおおむね200平方メートル以上とすること。ただし、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低敷地面積」という。）が条例等で定められているときは、当該最低敷地面積以上とすること。	法令基準	開発行為に係る1区画の宅地面積について（昭和60年10月22日付け土地第251号静岡県都市住宅部長通知）、開発許可に係る住宅地の1区画の規模について（平成7年4月13日付け都計第92号静岡県都市住宅部長通知）	建築土地対策課
	2. 給水量は、1人1日最大給水量を300リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	3. ごみ集積所を設置する場合は、予め設置場所・規模・構造等を市と協議すること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条の4、第6条、第6条の2第4項	廃棄物対策課
	4. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつては、公共下水道事業計画との調整を図り、各区画ごとに小型合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課
	5. 開発区域の居住者が、町内会（区）へ加入できるよう町内会（区）と協議し、また、居住者に対し町内会（区）への加入について促すこと。また、開発区域の居住者の加入する町内会（区）がない場合には、町内会（区）の新設に配慮すること。	行政指導		まちづくり課

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	1. 販売を開始する時期は、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可、建築基準法第6条第1項の確認があった後でなければならない。	法令基準	宅地建物取引業法第33条、第36条	建築土地対策課
	2. 施行区域内に市街化調整区域の農地が含まれる場合には、その農地部については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。	法令基準	農地法(昭和27年法律第229号)第4条、第5条、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第47条、第57条	農業委員会事務局
	3. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課

個別基準

(1) イ 集合住宅（マンション・共同住宅）の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、20パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	2. 事業区域内の開発行為（森林法）に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	3. 市街化区域以外の区域における5ヘクタール以上の土地利用事業にあつては、施行区域の面積に対する現地形を変更する土地の面積の割合（開発率）は、原則として50パーセント以下であること。ただし、防災上又は環境保全上現状のまま存置することが適当でないと認められる荒地その他の土地を緑化するために造成する場合は、当該造成地の面積は、現状の地形を変更する土地の面積に算入しない。	行政指導		建築土地対策課
	4. 稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合には原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 現況地盤の傾斜度が30度以上の自然傾斜地である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りではない。	行政指導		建築土地対策課
	6. 市街化区域以外の区域における5ヘクタール以上の土地利用事業にあつて、施行区域が県道以上の道路に接する部分については、当該道路の側端より幅員10メートル以上の緩衝緑地が設置されていること。	行政指導		建築土地対策課
施設	1. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつては、公共下水道事業計画との調整を図り、合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課
	2. 給水量は、1人1日最大給水量を300リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	3. ごみ集積所については、市との協議に基づき必要に応じて設置すること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条の4、第6条、第6条の2第4項	廃棄物対策課
	4. 自動車駐車場については、原則として計画戸数1戸に対し1台以上の割合で確保すること。ただし、施行区域の敷地形態及び周辺の道路形態等により、特にやむを得ないと認められた場合はこの限りではない。	行政指導		建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	5. 二輪車（自転車・バイク等）置き場については、計画戸数の5割以上の台数分を当該建築物の敷地内に確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	6. 施行区域の面積が5ヘクタール以上の場合、公園は1箇所につき1,000平方メートル以上とし、施行区域の面積が10ヘクタール以上の場合、2箇所以上設置すること。	法令基準	都市計画法施行令第25条第7号、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第21条	建築土地対策課
	7. 開発区域の居住者が、町内会（区）へ加入できるよう町内会（区）と協議し、また、居住者に対し町内会（区）への加入について促すこと。また、開発区域の居住者の加入する町内会（区）がない場合には、町内会（区）の新設に配慮すること。	行政指導		まちづくり課
	8. 機械式駐車装置を設置する場合は、国土交通大臣認定装置と同等の安全性を有する装置とすること。	行政指導	機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン（平成26年10月改定 国土交通省）、機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について（平成26年3月28日付け 国土交通省都市局街路交通施設課長通知）	都市計画課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課
	2. 幹線道路は、原則として大型車通行可能な建築基準法第42条に規定する道路に接続し、行き止まりにならないものとともに、背後地への通行が可能になるよう措置されていること。	法令基準	都市計画法施行令第25条第1号、都市計画法施行規則第24条第5号	建築土地対策課
その他	1. はしご車の進入路及び架梯場所を確保し、伸長障害となる樹木、電柱等を建植しないこと。また、建物に安全度の高い避難施設を設けること。なお、消防本部と協議すること。	行政指導		(消)警防課 (消)予防課
	2. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課
	3. 販売を開始する時期は、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可及び富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第8条の承認があった後でなければならない。	法令基準	宅地建物取引業法第33条、第36条	建築土地対策課
	4. 事業者は、近隣関係住民の申し出があった場合には、計画の内容等について説明会等の方法により説明すること。なお、その説明会等の内容を記録した文書を富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条の規定による申請時に添付すること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を設置するように努め、当該施設の外に自転車等が駐車されることのないようにすること。	行政指導		道路維持課

個別基準

(1) ウ 工場（生産施設を有する建物）の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	2. 事業区域内の開発行為（森林法）に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	3. 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に、幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
施設	1. 工場分譲等を行う場合の1区画当りの工場分譲面積は、原則として1,000平方メートル以上であること。	行政指導		産業政策課
	2. 敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積が3,000平方メートル以上となる場合は、生産施設、緑地及び環境施設等については、工場立地法の準則値又は市準則値に適合すること。	法令基準	工場立地法第4条、工場立地法施行令第2条、工場立地に関する準則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例	産業政策課
	3. 大気汚染、水質汚濁等の公害対策に留意し、維持管理の方法等を明確にするとともに、公害防止を積極的に図るための措置を講ずること。また、新技術に伴う各種化学物質の使用に当たっては、予め環境への影響について十分検討し、新たな公害を発生させないこと。	行政指導	環境基本法第8条第1項、静岡県環境基本条例（平成8年静岡県条例第24号）第6条第1項	環境保全課
	4. 給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	5. 場内で大型車両が転回できる空地等を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	6. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつて工場分譲等を行う場合は、公共下水道事業計画との調整を図り、合併処理浄化槽を設置すること。 ウ 公共下水道予定処理区域外にあつて工場分譲等を行わない場合は、合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	7. 事業活動に伴い発生するごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、第6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	8. 駐車場は、業務及び事業に必要な利用台数を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	9. 駐車マスの面積が500平方メートル以上の路外駐車場は、駐車場法施行令その他法令等で定める構造及び設備の技術的基準に適合したものであること。また、機械式の場合は、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準によること。なお、工事着手前に市と協議し、必要に応じて届出を行うこと。	法令基準	駐車場法（昭和32年法律第106号）第11条、第12条、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第11条、第12条、駐車場法施行規則第4条第1項	都市計画課
	10. 施行区域の面積が5ヘクタール以上の工場用地分譲を行う場合の公園、緑地又は広場の合計は、施行区域の面積の6パーセント以上とすること。	法令基準	都市計画法施行令第25条第7号、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第21条	建築土地対策課
	11. 10の場合において、公園（自己の業務の用に供するものを除く）の面積の合計は、施行区域の面積の3パーセント以上とすること。	法令基準	都市計画法施行令第25条第7号、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第21条	建築土地対策課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課
その他	1. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課
	2. はしご車の進入路及び架梯場所を確保し、伸長障害となる樹木、電柱等を建植しないこと。また、建物に安全度の高い避難施設を設けること。	行政指導		(消)警防課 (消)予防課
	3. 販売を開始する時期は、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可及び富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第8条の承認があった後でなければならない。	法令基準	宅地建物取引業法第33条第36条	建築土地対策課
	4. 従業員等の採用については、地元住民を優先するものであって、その方法等が明示されていること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 市が行う公害防止に関する施策に協力するとともに、必要に応じて市あるいは地元との間で公害防止協定を締結すること。	行政指導		環境保全課
	6. 自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を設置するように努め、当該施設の外に自転車等が駐車されることのないようにすること。	行政指導		道路維持課

個別基準

(1) エ 倉庫及び作業場（生産施設を有しない建物）の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	2. 事業区域内の開発行為（森林法）に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	3. 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に、幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
施設	1. 給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	2. 場内で大型車両が転回できる空地等を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	3. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつては、公共下水道事業計画との調整を図り、合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課
	4. 事業活動に伴い発生するごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、第6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	5. 駐車場は、業務及び事業に必要な利用台数を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	1. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課
	2. はしご車の進入路及び架梯場所を確保し、伸長障害となる樹木、電柱等を建植しないこと。また、建物に安全度の高い避難施設を設けること。	行政指導		(消)警防課 (消)予防課
	3. 自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を設置するように努め、当該施設の外に自転車等が駐車されることのないようにすること。	行政指導		道路維持課

個別基準

(1) オ 店舗及び事務所等の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
施設	1. 給水量は、1人1日最大給水量を120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	2. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつては、公共下水道事業計画との調整を図り、合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課
	3. 事業活動に伴い発生するごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、第6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	4. 駐車場は、業務及び事業に必要な利用台数を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 郊外型のパチンコ店については、原則として遊戯機台数の6割以上の駐車台数を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	6. 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可を必要とする区域に化製場等に関する法律施行条例で規定する数の動物を飼養又は収容する店舗等を設置する場合、化製場等に関する法律施行細則に基づき動物の飼養又は収容の許可を受けること。	法令基準	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項、化製場等に関する法律施行条例（昭和59年静岡県条例第33号）第7条、化製場等に関する法律施行細則（平成11年富士市規則第10号）第9条第1項	環境総務課
	7. 駐車マスの面積が500平方メートル以上の路外駐車場は、駐車場法施行令その他法令等で定める構造及び設備の技術的基準に適合したものであること。また、機械式の場合は、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準によること。なお、工事着手前に市と協議し、必要に応じて届出を行うこと。	法令基準	駐車場法（昭和32年法律第106号）第11条、第12条、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第11条、第12条、駐車場法施行規則第4条第1項	都市計画課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課

■一般土地利用編 オ 店舗及び事務所等

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	1. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課
	2. はしご車の進入路及び架梯場所を確保し、伸長障害となる樹木、電柱等を建植しないこと。また、建物に安全度の高い避難施設を設けること。	行政指導		(消)警防課 (消)予防課
	3. 小売業を営むための店舗を建設するもので店舗面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル以下の計画については、富士市中規模小売店舗の出店等に関する要領に基づく計画書を提出すること。	行政指導		商業労政課
	4. 小売業を営むための店舗を建設するもので、店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるものの計画については大規模小売店舗立地法に基づき、県に届け出をすること。	法令基準	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第3条第1項、第5条第1項	商業労政課
	5. 自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を設置するように努め、当該施設の外に自転車等が駐車されることのないようにすること。	行政指導		道路維持課

個別基準

(1) カ 研修・研究施設等の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	2. 事業区域内の開発行為（森林法）に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	3. 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に、幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
	4. 市街化区域以外の区域における5ヘクタール以上の土地利用事業にあつて、施行区域が県道以上の道路に接する部分については、当該道路の側端より幅員10メートル以上の緩衝緑地が設置されていること。	行政指導		建築土地対策課
施設	1. 全体の施行区域面積が5ヘクタール以上で分譲する場合は、1区画の分譲面積は原則として10,000平方メートル以上とし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、20パーセント以内であること。	行政指導		建築土地対策課
	2. 給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	3. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつては、公共下水道事業計画との調整を図り、合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課
	4. 事業活動に伴い発生するごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、第6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	5. 駐車場は、業務及び事業に必要な利用台数分を確保すること。	行政指導		建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	6. 駐車マスの面積が500平方メートル以上の路外駐車場は、駐車場法施行令その他法令等で定める構造及び設備の技術的基準に適合したものであること。また、機械式の場合は、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準によること。なお、工事着手前に市と協議し、必要に応じて届出を行うこと。	法令基準	駐車場法（昭和32年法律第106号）第11条、第12条、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第11条、第12条、駐車場法施行規則第4条第1項	都市計画課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課
	2. 幹線道路は、原則として大型車通行可能な建築基準法第42条に規定する道路に接続し、行き止まりにならないものとするとともに背後地への通行が可能になるよう措置されていること。	法令基準	都市計画法施行令第25条第1号、都市計画法施行規則第24条第5号	建築土地対策課
その他	1. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課
	2. はしご車の進入路及び架梯場所を確保し、伸長障害となる樹木、電柱等を建植しないこと。また、建物に安全度の高い避難施設を設けること。なお、消防本部と協議すること。	行政指導		(消)警防課 (消)予防課
	3. 販売を開始する時期は、防災工事完了届の受理後であること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を設置するように努め、当該施設の外に自転車等が駐車されることのないようにすること。	行政指導		道路維持課

個別基準

(1) キ 墓園等 (この基準において墓地、霊園も同意語として用いる。) の建設は、市の総合的な土地利用計画に基づき、静寂な環境にその位置を配慮し、墓園の諸施設は、周囲に及ぼす影響を考慮し、風致美観に留意して計画するものとし、墓園等の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、50パーセント以上とすること。この場合において、残置森林の割合は、40パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について (平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
	2. 事業区域の面積が5ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。この場合において、残置森林は原則として幅おおむね20メートル以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について (平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
	3. 市街化区域以外の区域における5ヘクタール以上の土地利用事業にあって、施行区域が県道以上の道路に接する部分については、当該道路の側端より幅員10メートル以上の緩衝緑地が設置されていること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 開発行為 (森林法) に係る1箇所当たりの面積は、おおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。この場合において、残置森林は原則として幅おおむね20メートル以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について (平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
	5. 墓地の設置場所は、飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第7条第1項第1号	環境総務課
	6. 墓地の設置場所は、地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第7条第1項第2号	環境総務課
	7. 新たに墓地を設置する場合にあっては、申請地の境界線と現に人が居住する建物、学校、児童福祉施設、病院、診療所、老人福祉施設その他これらに類する施設との距離が50メートル以上ある場所であること。	行政指導	富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱第3条・第1項第2号	環境総務課
施設	1. 5ヘクタール以上の墓地の墳墓面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第2項第1号	環境総務課
	2. 5ヘクタール以上の墓地は、墳墓1区画当りの面積が3平方メートル以上であること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第2項第3号	環境総務課
	3. 給水量は、1人1日最大給水量を墓参者については、30リットル以上、従業員については120リットル以上、宿泊者については300リットル以上として算出すること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	4. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつては、公共下水道事業計画との調整を図り、合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課
	5. ごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、第6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	6. 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周辺の状況により必要がないと認められる場合は、その限りでない。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1項第4号	環境総務課
	7. 駐車場は、墳墓の区画数に100分の10を乗じて得た数以上の駐車区画数を墓地内（当該墓地内に駐車場を設けることが困難であると市長が特に認めた場合であつては、当該墓地に接した場所）に有するものとする。	行政指導	富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱第4条第1項第5号	環境総務課
	8. 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1項第1号	環境総務課
	9. ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。ただし、公衆衛生上支障がないとみとめられる場合は、この限りでない。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1項第3号	環境総務課
	10. 5ヘクタール以上の墓地の周辺には、かん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第2項第2号	環境総務課
	11. 垣根等は、おおむね1.6メートルを標準とする高さの密生した樹木、ブロック塀等によるものであること。	行政指導	富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱第4条第1項第1号	環境総務課
	12. 垣根等の設置に際しては、墳墓の区画からおおむね2メートルの緩衝地を設けること。	行政指導	富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱第4条第1項第2号	環境総務課
	13. 周囲が樹木等で囲われ垣根等を設ける必要が無い場合は、墓地の区域が確認できるようにすること。	行政指導	富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱第4条第1項第3号	環境総務課
	14. 墳墓の1区画当りの平均面積は、1平方メートル以上であること。	行政指導	富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱第4条第1項第4号	環境総務課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課
	2. 施行区域が5ヘクタール以上の場合においては、幹線道路は原則として大型車通行可能な認定道路に接続していること。また、幹線となる主要園路の幅員は6メートル以上とし、必要な箇所に駐車場を設けること。墓域内道路は、幅員2メートルを標準とすること。	法令基準	都市計画法施行令第25条第1号、都市計画法施行規則第24条第5号	建築土地対策課
	3. 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路を設けること。ただし、構造設備が特殊であり必要がないと認められる場合は、この限りでない。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1第2号	環境総務課
その他	1. 販売を開始する時期は、防災工事完了届の受理後であること。	行政指導		建築土地対策課
	2. 消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と事前に協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準(以下「消防水利の基準」という。)、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課
	3. 設置者は、申請地に隣接する土地所有者及び地元自治会に対し、墓地、埋葬等に関する法律に基づく申請の前に墓地設置計画の概要を説明すること。	行政指導	富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱第6条	環境総務課

個別基準

(1) ク 駐車場（駐車場法にかかる駐車場は除く。）及び資材置場の造成の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域の森林が1ヘクタール以上を超える場合において、残置森林又は造成森林・緑地の割合は、25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	林政課
施設	1. 事業活動に伴い発生するごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、第6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	2. 駐車場については、次の基準に適合すること。 ア 敷地内の舗装については、透水性を考慮すること。 イ 駐車場の区画割は、白線又はトラロープ等で明確にすること。 ウ 敷地への照明等の設置に当たっては、周囲の環境に支障のないよう計画すること。（位置、明るさ等） エ 出入口は原則として2箇所以内とし、施錠できる構造とすること。	行政指導		建築土地対策課
	3. 資材置場については、次の基準に適合すること。 ア 敷地外周部は、耐久性を有する外柵を施工し、景観に配慮すること。 イ 上記アの施設が破損等した場合は、ただちに修復すること。 ウ 油分等が付着している機械等の資材置場における雨水処理については、油水分離槽を設置して行うこと。 エ 出入口は原則として2箇所以内とし、施錠できる構造とすること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は次によることとし、地下浸透放流は行わないこと。 ア 公共下水道予定処理区域内にあつては、公共下水道の事業計画によること。 イ 公共下水道予定処理区域外にあつては、公共下水道事業計画との調整を図り、合併処理浄化槽を設置すること。	行政指導		河川課 下水道建設課 生活排水対策課
防災	1. のり面については種子吹き付け、張芝、筋芝等を施すなど現況に適した工法により崩壊防止を図ること。	行政指導		建築土地対策課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課
	2. 車両の出入りについては、交通安全対策を講ずること。	行政指導		建築土地対策課
その他	1. 火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課

個別基準

(1) ケ 太陽光発電施設の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が0.5ヘクタールを超える場合、残置森林又は造成森林の割合は、25パーセント（残置森林率は15パーセント）以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。） 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通達）	林政課
	2. 事業区域内の開発行為（森林法）に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置すること。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。） 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通達）	林政課
	3. 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に、幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。） 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通達）	林政課
	4. 太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた太陽光発電事業を適切に実施すること。	行政指導	太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」	環境総務課

個別基準 産業廃棄物処理施設編

(2) 産業廃棄物処理施設共通基準（産業廃棄物処理施設の建設の目的で行う土地利用事業の共通の個別基準は、次のとおりとする。なお、しゃ断型最終処分場（有害産業廃棄物）については、別途市と協議するものとする。）

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法(平成5年法律第91号)第8条、自然環境保全基本方針(令和2年3月19日環境省告示第29号)、静岡県自然環境保全基本方針(昭和49年静岡県告示第9号)	環境保全課
	2. 事業者は、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずること。 ・廃棄物の適正な処理がはかられることになるように必要な措置を講ずること。 ・再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。 ・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。	法令基準	環境基本法(第8条)、静岡県環境基本条例(第6条)、富士市環境基本条例(第6条)	環境総務課
	3. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施工すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県環境保全基本方針、自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条、国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達)	環境保全課
	4. 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、市が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力すること。	法令基準	地球温暖化対策の推進に関する法律(第5条)、静岡県地球温暖化防止条例(第4条)	環境総務課
	5. 「富士市環境基本計画における土地利用に係る環境配慮指針」に配慮すること。	行政指導	第三次富士市環境基本計画	環境総務課
	6. 富士・愛鷹山麓地域内における開発行為・土地利用については、周辺の自然環境に十分配慮すること。	行政指導	富士・愛鷹山麓地域環境管理計画	環境総務課
	7. 環境影響評価法若しくは静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	環境影響評価法 第2条第1～4項、環境影響評価法施行令 第1～7条、静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課

■産業廃棄物処理施設編 (2)産業廃棄物処理施設共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	1. 施行区域内外に必要な道路反射鏡、防護柵、防犯灯等の安全施設を設置すること。なお、維持管理については市と協議すること。	行政指導		道路維持課 市民安全課
道路	1. 搬出入路として使用する道路及びその他の施設を破損若しくは汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講じること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(8)、道路法第43条	建設総務課 道路維持課 廃棄物対策課
	2. 施行区域に接する認定道路及び認定外道路が未整備の場合は道路管理者と協議し、必要に応じて整備等を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 廃棄物対策課 建築土地対策課
	3. 車両の出入りについては、交通安全対策を講ずること。	行政指導		建築土地対策課
その他	1. 地下水を使用する場合については、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	環境保全課
	2. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	環境保全課 建築土地対策課
	3. 簡易水道利用について、簡易水道組合と協議すること。	行政指導		環境総務課
	4. 施行区域内に法定外公共物が介在している場合は、存置、廃止及び付け替えについて、管理者と協議すること。	法令基準	富士市認定外道路管理条例第4条、富士市普通河川条例第4条	建設総務課
	5. 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第12号、森林法第10条の2第2項、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 建築土地対策課
	6. 市に移管する施設以外の管理については、管理者および管理方法を定めて、管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。	行政指導		建築土地対策課
	7. 河川又は沿海が汚水、土砂等の流入による影響を受けないように、流出防止対策に万全を期すこと。	行政指導		河川課 環境保全課

■産業廃棄物処理施設編 (2)産業廃棄物処理施設共通基準

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	8. 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会及び県教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	文化財保護法第93条・第94条	文化財課
	9. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し対応を協議すること。	法令基準	遺失物法(明治32年法律第87号)第1条第1項、文化財保護法第96条、第97条	文化財課
	10. 区域内に墓地(地目:墓地)がある場合は、廃止許可を得ること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項	環境総務課
	11. 事業活動に伴う公害対策に留意するとともに、建設工事中周辺地域に騒音、振動その他の公害について十分な対策がなされていること。	行政指導		環境保全課
	12. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	「宅地造成及び特定盛土等規制法」	建築土地対策課

個別基準

(2) ア 管理型最終処分場の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。
また、一般廃棄物最終処分場の基準は本基準に準ずるものとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。1ヘクタール未満の森林の開発にあつては、保安林の境界から原則として30メートル以内の区域は、処分場区域(森林以外へ転用する区域)から除外すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
	2. 処分場の立地場所としては、一般基準に適合するほか原則として次の基準に適合していること。 ア 原野等で土壌改良を要すると認められる用地であること。 イ 山林地域で施行する場合は、不良樹林で改植を必要とする用地又は伐採の適期である樹林地であること。ただし、公益性の認められる処分場で、既存施設との関連性、転用の態様・規模等を鑑み、その土地以外に適地を求めることができない場合又は著しく困難である場合は、この限りではない。 ウ 跡地が平地化する地形であり、地すべり等のおそれがないこと。 エ 処分場の土砂又は廃棄物等が周辺の河川等に流出するおそれがない地形であること。 オ 隣接地への支障のおそれがないものであること。	行政指導		河川課 林政課 廃棄物対策課 建築土地対策課
	3. 跡地利用については、次により行うこと。 ア 埋立処分を終了する場合には、その表面を土砂で1メートル以上覆土すること。 イ 周囲の環境に適した跡地利用を図ること。 ウ 山林としての跡地利用を図る場合の覆土厚は1.5メートル以上とし、掘削前の表土又は良質土(腐植質の多い肥えた土)を使用すること。 エ その他の跡地利用を図る場合の覆土厚については、別途協議すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(12)	農業委員会事務局 林政課 廃棄物対策課 建築土地対策課
施設	1. 最終処分場及び埋立地の区域を明確にするために、原則として各変化点毎に区域杭を設置すること。なお、区域杭は境界標杭(60mm×60mm×600mm)とし、頭頂部分は赤色とすること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(10)	廃棄物対策課
	2. 最終処分場の周囲には、人がみだりに処分場内に立入るのを防止することができる囲いを設置すること。なお、囲いは高さ1.5メートル以上の耐久性を有する亜鉛板、有刺鉄線等とし、張り間隔は30センチメートル以下とすること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項、静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(1)、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(1)	廃棄物対策課
	3. 出入口は原則として1箇所とし、門扉は周囲の囲いと同等又はそれ以上の構造を有し、施錠できるものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(1)イ	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	4. 出入口付近の見やすい場所に、次の様式により産業廃棄物の最終処分場である旨を表示する立札を設置すること。また、可燃性の廃棄物を埋立処分する場合には赤色で「火気注意」の旨を立札等により表示すること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第1号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(9)	廃棄物対策課
	5. 最終処分場の設置及び維持管理を行うため、必要に応じ処分場区域内に仮設の管理棟又はこれに準ずるものを設置すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(13)	廃棄物対策課
	6. 最終処分場内に原則として消火用ポンプ及び貯水槽その他の防火設備を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(12)	廃棄物対策課
工法及び防災対策等	1. 地滑り防止工・沈下防止工は次により行うこと。 ア 最終処分場をやむをえず傾斜地、崖地等に設置しようとする場合は地滑りの有無に、軟弱地盤等である場合には沈下の有無に特に注意を払って検討し、地質上の安全性の確認を行うこと。 イ 最終処分場の地盤の滑りを防止し、又、最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合には、十分な地盤支持力等が得られる防止工法を採用すること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(3)	廃棄物対策課
	2. 埋立地には、埋立てる廃棄物の流出を防止するため、必要に応じ、次に掲げる要件を備えた擁壁、堰堤その他の構築物を設けること。 ア 自重、土圧、水圧、地震力等に対し構造耐力上安全であること。なお、構造耐力上の安全性を確認するため、次に掲げる事項の検討を行うこと。 (ア)コンクリート擁壁の設計 a 転倒、滑動に対する安定計算 b 地盤許容支持力に対する安定計算 c その他必要な安定計算 (イ)土堰堤の設計 a 基礎地盤及び使用土質の安定検討 b 形状(法面、高さ、堤頂部等)の安定検討 c その他必要な安定検討 イ 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止の措置を講じること。なお、擁壁等に使用される材料がコンクリートである場合には、酸、塩類、海水、油類によって腐食することのないよう擁壁等の表面コーティング、ライニング施工又は腐食厚を考慮した擁壁厚の設定等の措置を講じること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(4)	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
工法及び防災対策等	<p>3. 地表水等集排水設備は、次により行うものとする。</p> <p>ア 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の施設（以下「地表水排水設備」という。）を設けること。</p> <p>イ 埋立地外流域を含んだ水路が埋立地内を通過している場合には、埋立地の周囲に付け替え水路を設けること。</p> <p>ウ 地表水排水設備及び付け替え排水路は、原則として開渠とすること。</p> <p>エ 事業の施行により雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。</p> <p>オ 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。</p> <p>カ 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。</p> <p>キ 施行区域内に下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘察し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。</p> <p>ク 計画開渠の決定は、計画雨水量を算定し、これに対応した断面、勾配及び流速を検討のうえ流量を計算し、流下能力の安全性を考慮し行うこと。なお、計画雨水量及び流量は、原則として次式により算定すること。</p> <p>(ア) 計画雨水量の算定 $Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$ Q：計画雨水量（立方メートル/秒） C：流出係数（0.5～1.0） I：降雨強度（mm/時） A：流域面積（ha）</p> <p>(イ) 水路の流量計算（マンニングの式） $Q = A \cdot V$ $V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ Q：流量（立方メートル/秒） A：流水の断面積（平方メートル） V：流速（m/秒） n：粗土係数 R：径深（m）（= A/P） P：流水の潤辺長（m） I：動水勾配（分数または小数）</p>	法令基準	総理府、厚生省令（昭和52年3月14日）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(5)、都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号（河川等への排水）の設計基準について（平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。）、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 河川課 廃棄物対策課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
工法及び防災対策等	<p>4. 調整池・沈砂池は、原則として事業完了後5年間は完了時の状態で維持管理すること。ただし、次のア(ア)もしくは(イ)の要件を満たし、かつイに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア(ア)市が開発前において森林の有していた土地に関する災害の防止機能が回復したと判断した場合。</p> <p>(イ)承認後において下流河川の改修等が行われ調整池の必要性がなくなった場合。</p> <p>イ 調整池、沈砂池の埋め戻し後における跡地利用計画が明確であり、埋め戻しによる土砂の流出等が生じないよう十分な措置がとられていること。</p>	行政指導	平成1年2月7日付け治山課長から農林事務所長通知「土石採取・産廃処分場の設置等の跡地利用における調整池・沈砂池等の取扱いについて」	林政課 廃棄物対策課
	<p>5. 基準高の設定は、次により行うものとする。</p> <p>ア 埋立地の周囲には、廃棄物の埋立高及び最終覆土高が常に判別できる基準高を4箇所以上設けること。</p> <p>イ 基準高の設定は、地盤の安定した位置を選定するとともに、耐久性を有する構造のものとする。</p> <p>ウ 切土又は盛土勾配が分かる丁張を設けること。</p>	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(9)	廃棄物対策課
	<p>6. 隣接地の安全確保のため、原則として道路、水路その他の公共施設、又は工作物等の敷地と接する場合は5メートル以上、その他の場合は2メートル以上の距離を確保すること。ただし、現に利用されていない道路、水路その他公共施設、又は工作物等の敷地と接する場合等にあつてはその距離を短縮できるものとする。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例（土の採取等に関する技術基準）1. (1)カ、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(6)	廃棄物対策課 建築土地対策課
	<p>7. 埋立地の切土及び盛土による崩壊を防止するため次の防災対策を講じること。</p> <p>ア 高低差が2メートル以上の傾斜地に処分地を設置する場合の土等の掘削は切土及び床堀に区別して行うものとする。</p> <p>イ 地山の切土高は、原則として15メートル以内とし、土質及び切土高に応じ別表1に掲げる切土標準勾配（土工指針）以下とすること。ただし、永久のり面については1:2以上の緩勾配とすること。</p> <p>ウ 床堀の最大掘削深は、地下水への影響、保安距離、掘削面積及び作業中の保安対策等を勘案し、支障がないと認められる場合には、切土による水平面より15メートルとする。</p> <p>エ 床堀による掘削法面の勾配は、1:0.8以上とすること。</p> <p>オ 傾斜地等に埋立を行う場合の盛土高は、原則として15メートル以下とし、盛土高が5メートル以内毎に幅2メートル以上の小段を設けること。また、埋立後の永久のり面の勾配は、1:2以上の緩勾配とすること。</p> <p>カ 埋立後の法面保護のため、原則として別表2に掲げる工法によるのり面保護工を施すとともに、雨水排除のための小段排水工及び縦排水工を設けること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例（土の採取等に関する技術基準）1. (1)、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(7)	廃棄物対策課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	8. 埋立後の覆土については、区域内の表土を活用することとし、場内には仮置場を設けるものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(14)	廃棄物対策課
付帯設備等	1. 埋立地には、浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、原則として次に掲げるしゃ水措置を講じること。 ア 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部及び集水設備の部分を除き、保有水及び雨水等が埋立地から浸出することを防止することができる次の工法によるしゃ水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に不透水性の地層（透水係数が 1×10^{-7} cm/秒以下）が十分な厚さである場合はこの限りではない。 （ア）透水地盤中の止水壁工法 （イ）透水地盤上に張ったしゃ水シート工法 （ウ）透水地盤上に張ったしゃ水粘土張工法	法令基準	総理府、厚生省令（昭和52年3月14日）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(1)、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（平成7年12月22日）	廃棄物対策課
	2. 必要に応じ、廃棄物等の飛散防止用の設備（ネット・トタン張り等）を設置すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(6)ア	廃棄物対策課
	3. 必要に応じ、ネズミ及び蚊、蠅、その他の害虫の発生を防止するための駆除設備を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(6)イ	廃棄物対策課
	4. しゃ水シート工法による場合は、次の要件を備えていること。 ア シート材は合成ゴムシート、又は合成樹脂シートとし、耐久性を有する材質のものであること。 イ シートの厚さは、1.5ミリメートル以上とすること。 ウ シートの布設に当たっては、埋立地底部及びのり面の下地処理（石、木根、突起物等の除去）を行うこと。 エ シートの布設は、シートとシートの接合部及びシートとコンクリートの接合部から浸出水が漏水しないよう確実に接合すること。 オ シートの固定は天端部及び小段部ごとに行うとともに、地盤に確実に密着させること。 カ シートの上部には、廃棄物、重機及び搬入車両の荷重等により破損しないよう30センチメートル以上の保護層を設けること。 キ シートが底部の岩石等により破損しないようシート下部に50センチメートル以上の保護層を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(1)	廃棄物対策課
	5. しゃ水粘土張工法による場合は、次の要件を備えること。 ア 使用する粘土は、透水係数が 1×10^{-7} cm/秒以下の不透水性を有していること。 イ しゃ水粘土の盛土厚は、底部100センチメートル、のり面50センチメートル以上とすること。 ウ クラック（ひび割れ）、沈下及び滑落等が生じないように、十分な転圧を行うこと。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(1)	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
付帯設備等	<p>6. 埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有し、次の要件を備えた構造の管渠その他必要な集水設備を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講ぜられる埋立地についてはこの限りではない。</p> <p>ア 集水設備は管路式とし、管種は、有孔塩化ビニール管、有孔鉄筋コンクリート管又は透水コンクリート管等とすること。</p> <p>イ 集水設備は、埋立地内に保有水が滞留することのないよう自然流下可能な勾配とし、管径は、水の深さが径の3分の1から2分の1までとなるよう断面計算を行い、決定すること。また、集水管の最小管径は、100ミリメートルとすること。</p> <p>ウ 集水管の布設に当たっては、管路底部に砂利、碎石等を敷いた基礎の上に行うこと。</p> <p>エ 集水管は、栗石、碎石等をフィルター層とする被覆材により覆うこと。</p> <p>オ 集水管により集められた保有水等を、ポンプアップにより浸出液処理設備に送水する場合には、集水ピット等を集水管末端に接続して設けること。</p>	法令基準	<p>総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(2)</p>	廃棄物対策課
	<p>7. 集水設備により集められた保有水等を処理するために、原則として次の要件を備えた浸出液処理設備を設けること。</p> <p>ア 計画処理水質は、排水基準を定める総理府令(昭和46年府令第35号)に適合し、かつ、放流先の利水状況等の環境保全全面を勘案し、設定すること。</p> <p>イ 浸出液処理水量は、原則として次式を用いて算出すること。なお、次式以外の方法で算出する場合には、その根拠を明らかにすること。</p> $Q = 1 / 1,000 \cdot C \cdot I \cdot A$ <p>Q：処理水量(立方メートル/日) C：流出係数(0.5~1.0) I：年平均の日降雨量(mm/日) A：埋立地の面積(平方メートル)</p> <p>(注) Iは、過去10年間以上の最大月間降雨量の日換算値を年毎に算出し、その平均とすること。</p> <p>ウ 浸出液の水量は、水質の変動に対処するため、原則として浸出液を一時貯留できる流量調整槽を設けること。</p> <p>エ 浸出液の処理方法は、流入水量、流入水質、放流水質、並びに処理施設の立地条件及び維持管理条件等を勘案し、決定すること。</p> <p>オ 浸出液処理設備の流末については、河川管理者と協議すること。</p>	法令基準	<p>総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(3)</p>	廃棄物対策課
	<p>8. 埋立地からの浸出液による地下水汚染を監視するため、次により水質観測用井戸等を設けること。</p> <p>ア 井戸の設置場所は、擁壁等の下流側で地下水の流路と考えられる地点とすること。</p> <p>イ 井戸の深さは、原則として第一帯水層までとし、地下水を汲み上げることができる構造とすること。</p> <p>ウ 水質観測用井戸として、既存の井戸を使用する場合は、設置場所及び深度が観測に適するものであること。</p>	法令基準	<p>総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第5の1(4)</p>	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
付帯設備等	9. 発生ガスによる火災、悪臭及び立木の枯死等を防止するため、埋立廃棄物の種類、性状等に応じ、ガス抜き設備を設けること。また、設置に当たっては、次の要件を備えていること。 ア ガス抜き設備の材質は、発生ガス等に対し耐食性を有すること。 イ ガス抜き設備の構造及び布設工法は、埋立廃棄物の種類、性状及び埋立工法を勘案し、選定すること。 ウ ガス抜き設備は、周囲の土圧に耐え得る強度を有すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(5)	廃棄物対策課
道路	1. 既存の搬入路を使用する場合は、必要に応じ搬入路の拡幅、待避所等の設置を行い、他の一般車両の通行に支障のないものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)ア	廃棄物対策課
	2. 搬入路は必要に応じ、砂利等の敷込み又は舗装を行うこと。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)イ	廃棄物対策課
	3. 搬入路を新設する場合のり面は、地質等を考慮した安全勾配とすること。なお、認定道路への取り付けに当たっては、道路管理者と協議し、構造は道路構造令に適合すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)ウ	廃棄物対策課
	4. 最終処分場の通行路は、車両の通行及びびしゃ水工等に支障のないものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)オ	廃棄物対策課
	5. 施工区域内の排水を認定道路及び認定外道路の施設（側溝等）に接続する場合は、事前に協議を行うこと。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課
その他	1. 県外の事業所等から排出される廃棄物については、搬入しないこと。また、近隣市町の事業所等から排出される廃棄物については、別途協議すること。	法令基準	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条	廃棄物対策課
	2. 関係地域への影響を配慮し、事業計画書の記載事項を周知するための説明会を開催して関係住民の理解を得ること。	法令基準	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第21条、静岡県産業廃棄物最終処分場の立地に関する基準第4	廃棄物対策課
	3. 廃棄物の埋立品目、排出先、運搬業者（車両ナンバー）、運搬経路等を明確にすること。	行政指導		廃棄物対策課
	4. 掘削に伴う土砂等の処理については、その方法を明確にし、構造物を配置する場合にはそれを図示すること。また、場外へ搬出する場合は搬出先、運搬業者（車両ナンバー）、運搬経路等を明確にすること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 運搬に際しては、飛散及び落下の防止に十分注意すること。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課
	6. 廃棄物の処分量と処分場施設規模は適合するものとし、計画処分量以上の施設としないこと。	行政指導		廃棄物対策課
	7. 施行区域内の土地については、予めボーリング調査結果等に基づく地質、地層等の状況把握を行い、施行中等での工期・区域の変更がないようにすること。	行政指導		廃棄物対策課

■産業廃棄物処理施設編 ア 管理型最終処分場

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	8. 施行区域内に埋立しない土地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することにより、その埋立しない土地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないものであること。	行政指導		建設総務課
	9. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課

個別基準

(2) イ 安定型最終処分場の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
施設	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
工法及び防災対策等	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
付帯施設等	1. 埋立地が谷状をなしている場合等にあつては、必要に応じ埋立地内の雨水等を速やかに排除するための集排水設備（多孔管等）を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(1)	廃棄物対策課
	2. 必要に応じ、廃棄物等の飛散防止用の設備（ネット、トタン張り等）を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(2)	廃棄物対策課
	3. 必要に応じ、ネズミ及び蚊、蠅、その他の害虫の発生を防止するための駆除設備を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(2)	廃棄物対策課
道路	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
その他	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			

個別基準

(2) ウ 中間処理施設の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を要する中間処理施設) また、一般廃棄物中間処理施設の基準は本基準に準ずるものとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	<p>1. 立地については、次の要件に適合していること。</p> <p>ア 位置の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地は工業専用地域内で、住宅等の敷地から20m以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。また、敷地が2以上の地域、区域にわたる場合は、建築基準法第91条の規定によらず本基準による。 (1) 工業地域内で、敷地が次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特別業務地区内のもの (イ) 敷地が住宅等の敷地から100m以上離れているもの (2) 市街化調整区域（「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」対象区域を除く。）内で、敷地が住宅等の敷地から100m以上離れているものであって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 公益事業で市長が認めるもの (イ) 既存の工場等における「その他の処理施設」で、当該工場等から排出される廃棄物の処理を主に行うもの ・敷地が学校、図書館、児童福祉施設等、病院、診療所の施設の敷地から100m以上離れていること。 ・敷地が工業地域、工業専用地域以外の用途地域及び市街化調整区域（市街化調整区域内に位置する場合を除く。）から、100m以上離れていること。ただし、周辺環境への影響が少ないと認められる場合はこの限りでない。 ・廃棄物処理施設（処理機械）及び建築物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域及び津波災害特別警戒区域以外であること。 <p>イ 道路・交通等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出入口に面する道路は、幹線道路まで幅員9m以上であること。ただし、搬出入車両に関して、経路、交通量、車両規模により周辺交通の障害にならないと認められる場合は、幅員6m以上とすることができる。 ・搬出入路が整備されていること。また、搬出入車両が敷地間の公道を横断しないこと。 ・周辺交通への配慮や、歩行者等の通行への安全等の対策が十分図られていること。 ・搬出入口が交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条に規定する通学路に面していないこと。 ・処理施設の敷地内に、所要の駐車場を配置すること。 <p style="text-align: center;">(次ページに続く)</p>	法令基準	建築基準法第51条	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	<p>(前ページの続き)</p> <p>ウ 周辺地域への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民、地元自治会等へ事業及び周辺影響に関して説明し、理解が得られていること。 ・騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等の公害防止対策が十分に図られていること。 ・敷地が人口集中地区（D I D地区）内の場合は、周辺自治会と公害防止協定を締結すること。ただし、工業専用地域内の場合、工業地域（特別業務地区に限る。）内の場合、敷地から200m以内に住宅等の敷地がない場合又は周囲の状況等により特に支障がないと認められる場合はこの限りでない。 ・緑化率は15%以上とすること。ただし、工場立地法に基づく敷地のものはこの限りでない。 	法令基準	建築基準法第51条	建築土地対策課
	<p>2. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>ア 緑地帯については、敷地外周の防護壁に沿って設置することとし、幅は工業専用地域にあつては2メートル以上、市街化調整区域にあつては4メートル以上とすること。</p> <p>イ 樹種・植栽方法等については周囲の環境に適合したものとし、別途市と協議すること。</p>	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第28条の2	林政課 みどりの課 建築土地対策課
	<p>3. 水資源の確保を図るため、浸透施設等を設置し地下水のかん養機能の保持に配慮すること。また、事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置又は造成する森林又は緑地の割合は、25パーセント以上とすること。</p>	法令基準	森林法第10条の2第2項第2号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	河川課 林政課
施設	<p>1. 大気汚染、水質汚濁等の公害対策に留意し、維持管理の方法等が明確にされていること。また、新技術に伴う各種化学物質の使用に当たっては、予め環境への影響について十分検討し、新たな公害を発生させないこと。</p>	行政指導	環境基本法第8条第1項、静岡県環境基本条例（平成8年3月28日条例第24号）第6条第1項	環境保全課
	<p>2. 水道施設の設置については水道事業者と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。</p>	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	<p>3. 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。</p>	法令基準	都市計画法施行令第26条第3号、森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	河川課 下水道建設課 建築土地対策課
	<p>4. 施行区域に降った雨は、浸透施設等の設置により極力地下浸透するよう配慮すること。又、浸透が期待できない場合は、貯留施設とすること。</p>	行政指導		河川課

■産業廃棄物処理施設編 ウ 中間処理施設

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	5. 事業活動に伴い発生するごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	6. 駐車場は、業務及び事業に必要な利用台数を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	7. 施行区域内には原則として管理棟を設置し、管理者を常駐させること。	行政指導		廃棄物対策課
	8. 敷地外周には、原則として防護壁（周囲）を設置すること。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課
防災	1. 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修することとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号（河川等への排水）の設計基準について（平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。）、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	河川課 建築土地対策課
	2. 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 河川課 建築土地対策課
	3. 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。	法令基準	河川法（昭和39年法律第167号）第13条、河川管理施設等構造令	河川課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
防災	4. 施行区域内に調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘案し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過確率雨量の1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課
	5. 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現況の形態を尊重した土地利用計画とすること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第3号、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)、宅地造成事業に係る開発行為の審査等について(昭和49年3月31日付け林野庁長官通達)	林政課 河川課 建築土地対策課
	6. 雨水及び汚水処理水等の放流の位置、放流口の構造等については、放流先河川の管理者と十分協議すること。	行政指導		河川課
	7. 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。 ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は「別記2」によるものであること。 イ 地形地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、「別記2」による沈砂池を設置するものであること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
防災	8. 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。	法令基準	砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	建築土地対策課
	9. 盛土ののり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり枠等の永久構造物により被覆すること。	法令基準	砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	建築土地対策課
	10. 残土又は不足土が生ずる場合には、防災及び自然環境の保全について十分配慮した措置方法を明示すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課 建築土地対策課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課
	2. 施工区域内の排水を認定道路及び認定外道路の施設(側溝等)に接続する場合は、事前に協議を行うこと。	法令基準	道路法第24条、第32条	建設総務課 道路維持課
	3. 施行区域内の道路は、舗装すること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 幹線道路を認定道路及び認定外道路に取付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取付け箇所の構造は、道路構造令及び道路構造条例に適合したものであること。	法令基準	都市計画法第32条、道路法第24条、第30条、道路構造令、富士市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	5. 道路ののり面又は道路と接するのり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	法令基準	都市計画法施行規則第23条	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
その他	1. 前各項の個別基準に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術基準に適合したものであること。	法令基準	都市計画法第33条、宅地造成等規制法第9条、宅地造成事業に係る開発行為の審査等について	建築土地対策課
	2. 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないものであること。	行政指導		建設総務課
	3. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課

■産業廃棄物処理施設編 ウ 中間処理施設

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	4. 施行区域に隣接する土地所有者等の承諾を得ること。また、関係地域への影響を配慮し、関係地域住民の理解を得ること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 焼却灰の処分については、委託処理業者及び処分地等を明確にすることとし、処理業者の許可書等の写しを土地利用事業計画申請書に添付すること。	行政指導		建築土地対策課
	6. 廃棄物及び焼却灰等の飛散防止対策を施すこと。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課

個別基準 その他

(3) 土石の採取等の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法(平成5年法律第91号)第8条、自然環境保全基本方針(令和2年3月19日環境省告示第29号)、静岡県自然環境保全基本方針(昭和49年静岡県告示第9号)	環境保全課
	2. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。1ヘクタール未満の森林の開発にあつては、保安林の境界から原則として30メートル以内の区域は、採取区域から除外すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
	3. 土石採取によって生ずる捨土等は、適切な場所を選定し、自然環境の保全に影響を与えないよう処理すること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 採取跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽すること。植栽は、次により行うこと。 ア 施行区域内の表土を活用すること。なお、表土の活用が不可能な場合は、植生地の土壌条件を考慮して、土壌改良及び施肥を行うこと。 イ 現存樹木を移植・活用すること。 ウ 環境に適合した樹種を選定すること。 エ 法面は、小段平坦部に必要に応じ客土などを行い植栽すること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県自然環境保全基本方針、自然公園法第20条、自然公園法施行規則第11条、国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達。)、森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第28条の2	林政課 環境保全課 建築土地対策課
	5. 緑化は、小段に低木等を植栽し、のり面に種子吹付け、張芝、筋芝等を施すなど、現地に適した工法により緑化修景を図ること。なお、のり面が硬岩等のため、種子吹付け等によることが不可能な場合は、ツタなどにより緑化を図ること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(4)	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	6. 自然破壊の防止のため、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該地域に保全措置が講ぜられていること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県自然環境保全基本方針、自然公園法第20条、自然公園法施行規則第11条、国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達。)、森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第28条の2	環境保全課 林政課 建築土地対策課
	7. 跡地利用については、次により行うこと。 ア 周囲の環境に適した跡地利用をはかること。 イ 山林としての跡地利用を図る場合は、対象地の土壌状況と植栽等を行う樹木等の高さや特性から、客土等の措置を講じること。 ウ 富士・愛鷹山麓地域内において、重度開発を行う場合は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例に基づき手続きを行うこと。また、事業終了後は、跡地を富士市森林喪失影響評価技術指針に基づき、森林に復元すること。 エ その他の跡地利用を図る場合の表土厚については、別途協議すること。	行政指導	富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例	林政課 環境総務課 建築土地対策課
	8. 作業は始業、終業時間を明確にして、騒音、振動等の防止について配慮し、早朝及び深夜作業は、行わないこと。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(1)	建築土地対策課
	9. 土採取等を行う区域からの粉じん、運搬経路から生ずるほこり等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防じん剤散布及び簡易舗装等適切な措置を講ずること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(2)	建築土地対策課
	10. 事業者は、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずること。 ・廃棄物の適正な処理がはかられることとなるように必要な措置を講ずること。 ・再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。 ・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。	法令基準	環境基本法(第8条)、静岡県環境基本条例(第6条)、富士市環境基本条例(第6条)	環境総務課

■その他 (3)土石の採取等

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
	11. 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、市が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力すること。	法令基準	地球温暖化対策の推進に関する法律（第5条）、静岡県地球温暖化防止条例（第4条）	環境総務課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	12. 「富士市環境基本計画における土地利用に係る環境配慮指針」に配慮すること。	行政指導	第三次富士市環境基本計画	環境総務課
	13. 静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課
採取	<p>1. 土採取等の工法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 土地の掘削は原則として階段採取法、平面採取法によるものとし、すかし掘り工法は行わないこと。(別図1参照)</p> <p>イ 土地の掘削に伴う採掘は、切下げ方式とし、土質及び切土高に応じて附表(1)掲げる切土の標準こう配値以下とすること。</p> <p>ウ 埋土又は盛土の高さは、原則として15メートル以内とし、埋土又は盛土により生ずるのり面のこう配は、附表(2)に掲げる標準勾配値以下とすること。また、のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて擁壁工等の構造物を検討するものとする。(別図2参照)</p> <p>エ 平地における最大掘削深は、原則として5メートル以内とすること。ただし、地下水への影響、保安距離、掘削面積、作業中の保安対策、埋土の確認状況等を検討し、支障がないと認められる場合は8メートルまでとする。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域には、丁張等により、こう配を確認できる標示を行うこと。また、測点基準杭は、図面に図示するとともに現場に常時設置しておくこと。</p> <p>カ 土の採取を完了(廃止)した跡ののり面は、その傾斜が附表(1)(2)に掲げる標準値以下となるようにし、小段の幅は、2メートル以上とすること。</p>	法令基準	土の採取等に関する技術基準1の(1)	建築土地対策課
	<p>2. 山砂利採取の掘削方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア 掘削は、階段採掘法とすること。</p> <p>イ のり面の勾配は、堅くしまった砂利の場合は1:1、堅くしまっていない砂利の場合は1:1.2の安定勾配とすること。ただし、永久のり面については、1:1.7以上の緩勾配とすること。なお、安定勾配により急になる方法で掘削を行う場合には、掘削の過程において矢板囲等の防止措置を施すこと。</p> <p>ウ 最終残壁におけるベンチの高さは10メートル以下、小段の幅は2メートル以上、のり面の勾配はイの安定勾配とし、必要に応じのり面排水処理施設を設けること。なお、のりの直高が50メートルを超えるものについては、中段ののりの直高の10分の1以上の幅の小段を設けること。</p>	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
	<p>3. 岩石採取の掘削方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア 掘削は階段掘削法とする。</p> <p>イ のり面の勾配は、岩質に応じて安定を保持しうる勾配とする。</p> <p>ウ 最終残壁のベンチの高さは20メートル以下とし、のり面の勾配は平均勾配60度以下とする。</p>	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
	4. 砂利等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とし、基準値以上の汚水を公共用水域に排出させないこと。	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	5. 砂利等の洗浄にかかる取水及び排出処理については、方法、水量及び能力を明示すること。	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
	6. 廃土処理については、その方法を明確にし、構造物を設置する場合には、それを図示すること。	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
防災	1. 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修することとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	河川課 建築土地対策課
	2. 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課
	3. 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。	法令基準	河川法(昭和39年法律第167号)第13条、河川管理施設等構造令	河川課
	4. 施行区域内に下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘案し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	<p>5. 調整池・沈砂池等は、原則として事業完了後5年間は完了時の状態で維持管理すること。ただし、次のア(ア)もしくは(イ)の要件を満たし、かつイに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア(ア)市が開発前において森林の有していた土地に関する災害の防止機能が回復したと判断した場合。</p> <p>(イ)承認後において下流河川の改修等が行われ調整池の必要性がなくなった場合。</p> <p>イ 調整池・沈砂池の埋め戻し後における跡地利用計画が明確であり、埋め戻しによる土砂の流出等が生じないように十分な措置が取られていること。</p>	行政指導	平成1年2月7日付け治山課長から農林事務所長通知「土石採取・産廃処分場の設置等の跡地利用における調整池・沈砂池等の取扱いについて」	林政課 建築土地対策課
防災	<p>6. 土の採取等を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、崩壊のおそれがあるときは、土留支保工の設置等により崩壊の未然防止に努めなければならない。</p> <p>ア 地山の亀裂、陥没等の異常の有無、含水、湧水の状態を常に監視するとともに、計画性をもって掘削すること。</p> <p>イ 沢水、湧水等により、のり面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、直ちに土の採取等中止し、防止措置を講ずること。</p> <p>ウ 落石、倒木のおそれのある浮石や立木があるときは、直ちに除却すること。</p> <p>エ 気象状況に留意し、災害の発生するおそれがあるときは、危険箇所の点検等を行い必要により適切な措置を講ずること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(2)	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	<p>7. 土石採取によって生ずる土砂流出の防止は、次によること。</p> <p>ア 土の採取等を行う区域の周辺に土砂等が流失しないよう周辺の状況を考慮の上、仮設構造物、永久構造物等適切な流失防止施設を設けること。</p> <p>イ 土の採取等の着手に先立ってのり面の崩壊を防止するため、施行区域外から流入する排水を処理するための施設を設置すること。</p> <p>ウ 土の採取等を行っている場合に、表面水によってのり面が先掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、のり肩線に素掘側溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山からの流水がのり面に流れ込まないように措置すること。また、完成後はのり面、のり肩線及び小段に、縦排水溝、小段排水溝等の集排水施設を設け、円滑に排水できるように措置すること。</p> <p>エ 湧水によって、のり面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、水抜きのための水平排水孔等を設置して湧水の排除措置を講ずること。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域からの雨水を輩出するにあたり、放流先の排水施設については、総流量の流下に支障のないよう土の採取等を行う区域及びその周辺の状況を考慮の上、必要な措置を講ずること。</p> <p>カ 排水路は、原則として開きよとすること。ただし、普通河川、又は河状を成している土地を河川等の管理者がやむを得ないと認めて暗きよとする場合は、当該暗きよの流域面積は、原則として10ヘクタール以下とし、かつ流木等の除去作業が容易な断面の構造とすること。</p> <p>キ 土の採取等を行う区域からの雨水を排出するにあたり、放流先の河川等の管理者との協議により調整池を設置する場合の基準は、別記1によること。</p> <p>ク 土の採取等によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈殿池とすることができる。この場合、流出土砂量の算出および防止施設の構造は、別記2によること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(3)	建築土地対策課
	<p>8. 隣接地の安全を保持するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てた上で掘削すること。この場合の保安距離は、公共施設、工作物等の敷地に接する場合にあっては5メートル以上とし、その他の場合にあっては2メートル以上とすること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建築土地対策課
	<p>9. 施行区域内の周囲に設置する柵の種類は、原則として有刺鉄線4段張りとし、高さは1.2メートル以上、杭間隔は1.8メートル以下とすること。なお、隣接地が家屋又は交通量の多い道路等の場合は、板張り等とすること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建築土地対策課
	<p>10. 防災工事が完了するまでは、土砂流出等のおそれがないよう、仮設防災等の措置について配慮されていること。</p>	行政指導		建築土地対策課
	<p>11. 区域内の出入り口は原則として1カ所とし、施錠できる門扉を設置すること。</p>	行政指導		建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
道路	1. 認定道路及び認定外道路への取付は、道路管理者と協議すること。なお、構造は道路構造令及び道路構造条例に適合すること。	法令基準	都市計画法第32条、道路法第24条、第30条、道路構造令、富士市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	2. 施行区域内への車両の出入りにあたり、河川を横断する場合は、原則として橋梁を設置すること。	法令基準	河川法第20条、第24条、第26条、富士市普通河川条例第4条	建設総務課 河川課
	3. 搬出路には、原則として車両の付着土砂を取り去る洗浄施設を設置し、相当の距離を舗装すること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 施行区域内の雨水は基本的には区域外へ流出しないよう、敷地内で処理すること。	行政指導		河川課 建築土地対策課
	5. 搬出路、搬入路に使用する道路及びその他の施設を破損したり、汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	6. 車両の出入りについては、交通安全対策を講ずること。また、土の採取等を行う区域から公道への出入口及びその前方100メートルの位置に、土の採取等を行う区域を予知できる標識を設置すること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建築土地対策課
	7. 施行区域に接する認定道路及び認定外道路が未整備の場合は道路管理者と協議し、必要に応じて整備等を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
その他	1. 採取跡地に廃棄物を不法に投棄しないこと。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条	廃棄物対策課
	2. 地下水を使用する場合については、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	環境保全課
	3. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	環境保全課 水道維持課 建築土地対策課
	4. 施行区域内に採取しない土地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することにより、その採取しない土地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないものであること。	行政指導		建設総務課
	5. 施行区域内に本市所管の法定外公共物が介在している場合は、存置、廃止及び付け替えについて、管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法32条、富士市認定外道路管理条例第4条、富士市普通河川条例第4条、富士市公有財産規則	建設総務課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
その他	6.事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第12号、森林法第10条の2第2項、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 建築土地対策課
	7. 施行区域内外に必要な道路反射鏡、防護柵、防犯灯等の安全施設を設置すること。なお、維持管理については市と協議すること。	行政指導		道路維持課 市民安全課
	8. 市に移管する施設以外の管理については、管理者および管理方法を定めて、管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。	行政指導		建築土地対策課
	9. 河川又は沿海が汚水、土砂等の流入による影響を受けないように、流出防止対策に万全を期すこと。	行政指導		河川課 環境保全課
	10. 廃土処理については、その方法を明確にし、構造物を配置する場合にはそれを図示すること。また、場外へ搬出する場合は搬出先、運搬業者（車両ナンバー）、運搬経路等を明確にすること。	行政指導		建築土地対策課
	11. 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会及び県教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	文化財保護法第93条・第94条	文化財課
	12. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	遺失物法（明治32年法律第87号）第1条第1項、文化財保護法第96条、第97条	文化財課
	13. 施行区域に隣接する土地所有者等の承諾を得ること。また、関係地域への影響を配慮し、関係地域住民の理解を得ること。	法令基準	富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第4条第2項	建築土地対策課
	14. 運搬に際しては、飛散防止対策を施すこと。	行政指導		建築土地対策課
	15. 土砂の搬出搬入先、運搬業者（車両ナンバー）運搬経路等を明確にすること。	行政指導		建築土地対策課
	16. 区域の周囲には、立入禁止の危険表示標識を設置し、危険防止に努めること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)のカ	建築土地対策課
	17. 事業活動に伴う公害対策に留意するとともに、建設工事中周辺地域に騒音、振動その他の公害について十分な対策がなされていること。	行政指導		環境保全課
	18. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	宅地造成及び特定盛土等規制法	建築土地対策課

別表1

切土に対する標準のり面こう配 (道路土工のり面工・斜面安定工指針(社団法人道路協会)より)

地山の土質		切土高	こう配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利または岩塊まじり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊または玉石まじりの粘性土		5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

(参考) 地山における締まりの程度の判定

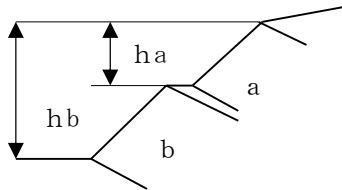
ゆるい.....スコップで掘削可能、木杭の打込が比較的容易。

締まっている.....つるはしでないと掘削出来ない。木杭の打込が困難。

団結している.....かたまりを観察しただけでもわかるが、つるはしで起こすと、かたまりをなし、砂粒は指でこすり落とすことができる程度である。

注) ①土質構成などにより単一こう配としないときの切土高及びこう配の考え方は下図のようにする。

- ・こう配は小段を含めない。
- ・こう配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。



ha : a のり面に対する切土高

hb : b のり面に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

②シルトは粘性土に入れる。

③上表以外の土質は別途考慮する。

④のり面の植生工を計画する場合には別表3も考慮する。

別表2

法面保護工

分類	工法	目的
植生工	種子吹付工 植生マット工 張芝工	雨水浸透防止、凍上崩落抑制 緑化全面植生
	植生筋工 筋芝工	同上 盛土用、筋状植生
	植生盤工 植生袋工 植生穴工	同上 硬質不良土法面の部分客土植生
構造物による法面保護工	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック積工 コンクリートブロックわく工	風化、没食の防止
	コンクリート張工 現場打 コンクリートわく工 法面アンカー工	法表層部の崩壊防止、多少の土圧をうけるおそれのある個所の土留、岩盤はく落防止
	構柵工 法面じゃかご工	法表層部の崩落抑制

別表3

のり面こう配と緑化の目標及び緑化基礎工の目安

のり面こう配	緑化の目標	緑化基礎工
1:1.7 よりゆるい (30度以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・高木が優占する緑化が可能。 ・どの植生工でも使用可能。 ・生育が良好で植生被覆が完成すれば表面浸食の危険はない。 ・在来種の侵入が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて排水工を設置する。
1:1.7 ～1:1.4 (30～35度)	<ul style="list-style-type: none"> ・35度付近は安息角であり、放置した場合に自然復旧する限度角度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて排水工を設置する。
1:1.4 ～1:1 (35～45度)	<ul style="list-style-type: none"> ・中・低木が優占し、草本が地表を覆う程度の緑化をめざす。 ・高木を導入すると、将来生育基盤が不安定になることが十分予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤の安定を目的とする編簾・ネットなどの緑化基礎工を設置する。
1:1.0 ～1:0.6 (45～60度)	<ul style="list-style-type: none"> ・低木や草本からなる丈の低い植物群落の復元をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤の安定を目的とするアンカーで固定した金網、のり枠などの強固な緑化基礎工を設置する。 ・崩落を防ぐために15cm以上の厚さに客土することを避ける。
1:0.6より急 (60度以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・60度以上の斜面にも植物の導入は可能であるが、将来崩落する危険性が高いので、別途検討を要する。 	

別表4

盛土高に対する標準のり面こう配（道路土工のり面工・斜面安定工指針（社団法人日本道路協会）より）

盛土材料	盛土高 (m)	こう配	摘要
度の良い砂(SW)、礫および細粒分混じり礫(GM)(GC)(GW)(GP)	5m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
度の悪い砂(SP)	10m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
塊(ずりを含む)	10m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	10~20m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
砂質土(SM)(SC)、硬い粘質土、硬い粘質土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	5~10m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
山灰質粘性土(VH ₂)	5m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	

注) 盛土高とは、のり肩とのり尻の高低差をいう

別記1（富士市緑化基準）

富士市緑化基準（抜粋）

（趣旨）

第1条 この基準は、「富士山に似合う 緑あふれるまち」を都市像とする「緑の基本計画」をふまえ、開発行為又は土地利用事業に係る諸制度、また、市のその他の計画における緑化や緑地に関する事項と密接に連携し、緑化の促進と緑地の設置についての規範を定め、「緑の基本計画」の具現を図るものとする。

（適用範囲）

第2条 適用範囲は、次のとおりとする。

- （1）富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成4年富士市告示第101号。以下「指導要綱」という。）第3条に規定する適用範囲（富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第2条第2号で定める森林地を除く。）と同一とする。
- （2）前号の許可又は承認等を申請する者（以下「申請者」という。）及び開発行為等の許可又は承認等を受けた者から当該施設等を承継した者（以下「承継者」という。）を本基準の対象とする。

（緑化率）

第6条 緑化率は、次のとおりとする。

- （1）民間施設の緑化率は、10パーセント以上とする。
- （2）公共施設の緑化率は、15パーセント以上とする。

※ その他、植栽に関する樹種、密度など詳細については、みどりの課と協議すること。

別記2 (流出土砂、砂防施設設計基準)

流出土砂・砂防施設設計基準

1 流出土砂

(1) 流出土砂量の推定は下表による。

地表の状態	1 haあたり流出土砂量 (m ³ /年)	厚さ (mm)
裸地・荒廃地等	200~400	20~40
皆伐地・草地等	15	1.5
択伐地	2	0.2
普通の林地	1	0.1

(注) 1 工事によりかき起こした面積及び盛土、捨土部については裸地に準ずる。

2 完全な排水施設を備えた芝生等は林地に準ずる。

3 その他は実態に応じて判断する。

4 生産土砂量は作業工程表を作成し、これに基づいた工事期間を算定する。ただし、4カ月以下は一様に4カ月として計算する。

(2) 工事による流出土砂の処理基準

ア 算出土砂については、可及的に各部分で抑止するようにし、人家・その他公共的施設の近くでは5年分以上、その他については3年分以上の土砂貯留施設を設ける。(調整池兼用施設は5年以上の土砂流出を見込むこと。)

イ 土捨場における捨土の表面は、崩壊・流出等の起こらないよう盛土の表面を安全に維持する施設(植生工・水路工等)を設ける。

ウ 砂防施設の施工は、他の施設の施工に先立って行うこととし、施工にあたっては、処理中の土砂が降雨に際して水を含むなどして、土石流等を発生しないように特に土の置場所、雨水の処理等に留意する。

(3) 流出土砂の計算例

集水面積Aの林地である流域において、aの部分を工事により地表のかき起こしを行い、工事期間4カ月、工事後は草地にもどるものとする。bは林地よりそのまま草地になるものとする。

aの工事期間中産出土砂量

$$2 \text{ ha} \times 300 \text{ m}^3 \times (4 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月}) = 200 \text{ m}^3$$

草地と林地との流出土砂量の差

$$\text{a において } 2 \text{ ha} \times (15 - 1) = 28 \text{ m}^3$$

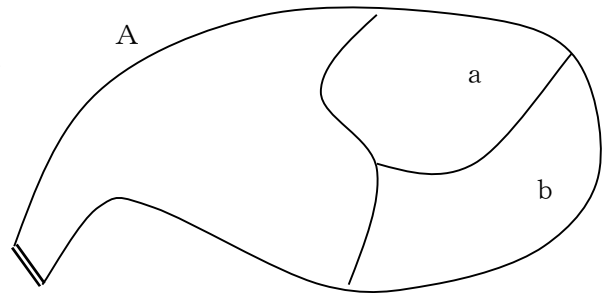
$$\text{b において } 3 \text{ ha} \times (15 - 1) = 42 \text{ m}^3$$

$$5 \text{ 年間では } (28 + 42) \times 5 \text{ 年} = 350 \text{ m}^3$$

従って、(200 + 350 = 550 m³)以上の土砂貯留施設を設ける必要がある。

$$A = 10 \text{ ha} \text{ (a・b含む)} \quad a = 2 \text{ ha} \quad b = 3 \text{ ha}$$

*この他にえん堤土工の残土分を見込むこと。



2 コンクリートえん堤設計基準

(1) 計画洪水流量および水通し余裕高

計画洪水流量は調整池設計基準の流量計算による。

($Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ 立法メートル/秒、 f : 流出係数、 r : 1/5確率降雨強度mm/時間、 A : 流域面積ha)

計画流量	余裕高
200 m ³ /sec未満	0.60m以上
200~500未満	0.80以上
500~2000未満	1.00以上
2000~5000未満	1.20以上

(2) えん堤水通し断面の決定

断面形状が梯形の場合、接近速度を無視すれば、

$$Q = (2/15) \alpha \cdot h \cdot \sqrt{2 g h} \cdot (3 B_0 + 2 B_1)$$

Q : 計画流量 (m³/sec)

α : 越流係数 (0.6)

h : 縮流前の越流水深 (m)

h_0 : 余裕高

B_0 : 水通長 (底幅 (m))

B_1 : 水通長 (上幅 (m))

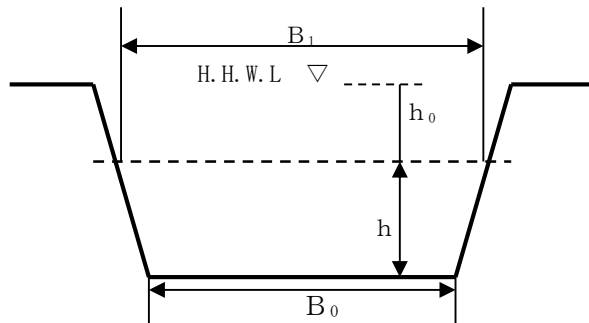
g : 重力の加速度 (m/sec²)

$\alpha = 0.6$ 両法を5分 $g = 9.8 \text{m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 0.71 h) \times h^{3/2}$$

$\alpha = 0.6$ 両法を1割 $g = 9.8 \text{m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 1.42 h) \times h^{3/2}$$



- (注) 1 水通し幅は、下流の溪幅を考慮して決定するものとし、越流水深は、2m以下になるよう計画する。
- 2 えん堤は、原則として、コンクリート構造とし、河川砂防技術基準に基づく砂防えん堤程度の構造とする。
- 3 えん堤高は、原則として15m未満とする。

(3) えん堤断面

- ア 転倒に対し安定であるために、自重及び外力の合計が底部の中央1/3点に入ること。
- イ 滑動に対し安定であるために、ダム内部のいずれの部分でも作用する力に摩擦係数を乗じたものより摩擦抵抗力の方が大であること。
- ウ 内部応力及び地盤支持力が許容範囲内にあること。
- エ 越流水深を考慮すること。
- オ えん堤前のり2分、単位洪水重量1200kg/m³、コンクリート重量2350kg/m³とすること。
- カ 砂防えん堤と調整池を兼用する場合には、地震力、揚圧力等を考慮し、十分安全性を検討すること。

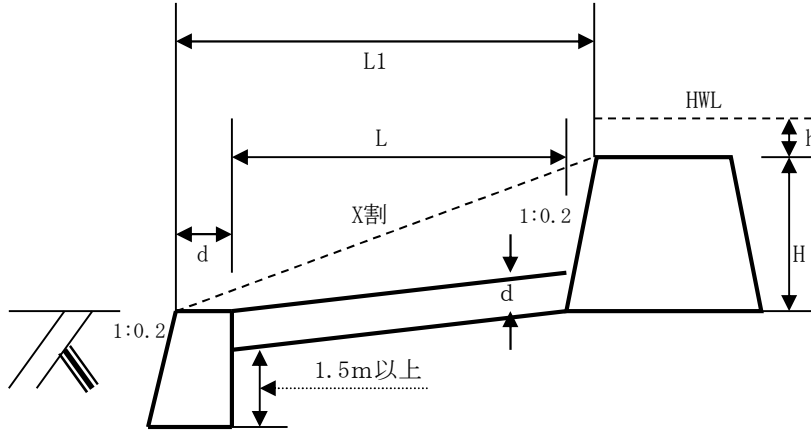
(4) 水叩き工の高さ

下図破線のこう配

ダム工・・・1割5分

床固め工・・・2割

潜り堰（計画水深が有効落差より大きくなるもの）・・・3割



(5) えん堤水叩き厚(d)

ア 水褥池がない場合

$$d=0.2(0.6H+3h-1.0)/1.12$$

イ 水褥池がある場合

$$d=0.1(0.6H+3h-1.0)/1.06$$

(注) 1. dは切り上げて0.1m単位とし最小厚は0.8mとする。

2. ウォータークッションのある場合、最小厚は1.5mとする。

(6) 床固水通し断面及び流路工断面

マンニング公式 $V0=(1/n)/R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ (清水流速m/sec)

$$V = (r0/(r0 + \alpha(r1 - r0))) \cdot V0 \quad (\text{土石を含む流速m/sec})$$

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 計画河床こう配

r1 : 礫の比重 2.6程度

r0 : 清水の比重 (1.0)

α : 礫混入率 (0.2以上)

$\therefore Q = A \cdot V$ (A : 断面積)

{清水流速V0はクッター式($V0=(N \cdot R)/(D + \sqrt{R})$)で求めてもよい。}

(7) 床固め工基準

床固め工の高さ	天端幅
$H \leq 3.0$	1.2m
$3.0 < H < 5.0$	1.5m (1.8~2.0)

(注) 転石の大きい場合は、上位ランクをとること。

(8) 設計上の留意事項

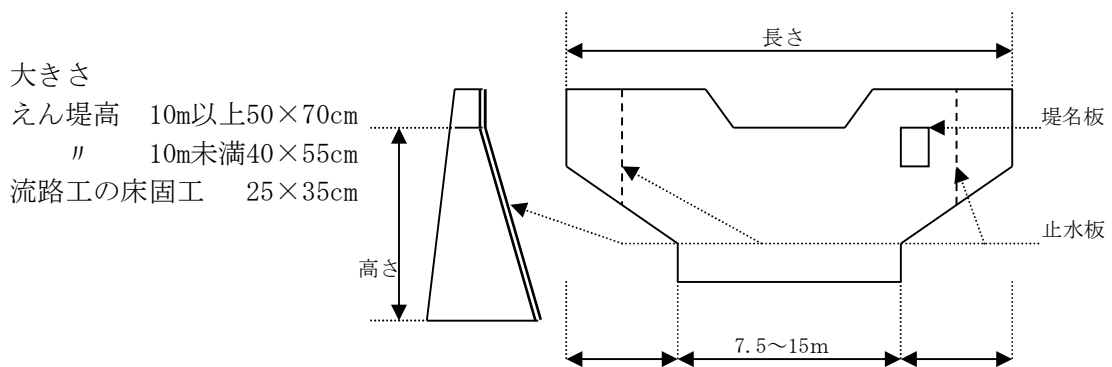
ア えん堤（本堤）

(ア) ダムの方向……………水通し中心点において計画箇所下流流心線に直角とする。

(イ) 天端幅……………えん堤高が5m未満の場合は1.5m、えん堤高が5m以上10m未満の場合は1.8m、えん堤高が10m以上の場合は2.0mを標準とするが、大転石の

流下が予想される場合は上位ランクをとること。

- (ウ) 基礎根入れ……地質及びダムの高さにより異なるが、岩盤で1.0m以上、砂礫層で2.0m以上とする。
- (エ) 袖こう配……計画河床こう配と同程度またはそれ以上、最低1/20以下にはしないこと。
- (オ) 袖の両岸へのかん入深さ……岩盤において1.0～2.0m、土砂の場合2.0～3.0mを標準とする。
なお、袖の最小天端幅は1.0m以上とすること。
- (カ) 計画堆砂こう配……施工前の溪床こう配の1/2を標準とする。
- (キ) 水抜……0.6メートル程度の円形が多くとられている。最上段の水抜きは水通し天端より2m程度下げ、各孔は縦方向に重ならないようにする。
- (ク) 間詰及び埋め戻し……地盤が岩盤の場合は、基礎及び両岸かん入部とも余掘部分は上流ともコンクリートで元の岩盤線まで埋戻す。
地盤が岩盤以外の場合は、基礎部は掘削土砂で埋戻し、両岸かん入部余掘部分は練石積又はコンクリート等で元の地盤線に準じて施工し、護岸の上部は石張、石積、土羽等によりそれぞれ元の地盤線に準じて埋戻す。
- (ケ) 残土……えん堤上流へ処理するか、溪流外へ処理のこと。
- (コ) 堤名板……施工年度、高さ、長さ、事業者、工事施工者名を明示のこと。
(黒御影石製等とする。)



- (サ) ブロック割施工……コンクリートの収縮を考慮して分割長は、7.5～15m程度とする。ブロック間は漏水防止及び伸縮を考慮して止水板でつなぐ。止水板（JISCC型300×7等）は裏のりに平行で裏のり面から0.5～1.0m程度離す。
- (シ) コンクリートの規格……次のとおりとする。
 - ・コンクリートの種類……普通コンクリート
 - ・呼び強度……18N/m²
 - ・スランプ……5cm
 - ・粗骨材の最大寸法……80mm
(ただし、骨材の入手が困難な場合は40mm)
 - ・セメントの種類……高炉セメントB種
- (ス) 掘削施工上の注意……仕上げ面より0.5～1.0mは人力掘削とすること。

イ えん堤（垂直壁）

- (ア) 高さ……天端は溪床面より高めないことを原則とする。
- (イ) 水通し断面……本堤と同じ断面にする。
- (ウ) 天端幅……水叩厚と同じとする。
- (エ) 基礎の根入れ……水叩底面より、1.5m以上下がりとする。
- (オ) 袖……袖は必ず設け、本堤に準じ両岸に取付、洪水に際し絶対に越流さ

せないこと。こう配は水平とする。

- (カ) 洗掘防止………前面の埋戻しは残土中の転石で寄石を行うこと。必要に応じ垂直壁の先にコンクリートブロックを連結する。

ウ えん堤（水叩）

- (ア) 基礎………本堤基礎と同高とする。
- (イ) こう配………水叩天端を垂直壁の水通し天端と同高とし、これを接続して水平とするのが普通である。ただし、溪床こう配が非常に急な場合には、ダム基礎根入れが深くなるためこう配をつける。その場合、水叩こう配は1/10以下とする。

エ えん堤（側壁）

- (ア) 高さ………側壁護岸の高さは、落水による被災を考慮し、主ダム側では垂直壁側より1.0m程度上げるものとする。ただし、ウォータークッションのある場合の側壁護岸の高さは、主ダム下流端と副ダム上流端とを同じ高さとする。
- (イ) 基礎………水叩基礎と同高とし、平面位置は、ダムの越流水が落下する位置より後退させる。
- (ウ) 厚さ及びこう配……天端厚0.5m、表のり5分、裏のり3分こう配で施工する。なお、湧水がある場合には水抜管として外径6cm、厚2mmの硬質塩化ビニール管を2㎡に1ヶ所以上の割合で設ける。

オ 床固工

- (ア) 高さ………2m内外とし、越流水深を含め総落差3.0～3.5mが限度である。高さが3.0～3.5m以上を必要とする場合は、階段状に計画するのが適当である。
- (イ) 天端幅………流量、流下土砂の粒径に応じ決定されるが、一般に1.0または1.2mとする。
((7)床固め工基準参照)
- (ウ) 断面………下流こう配を2分、上流側は垂直とする。

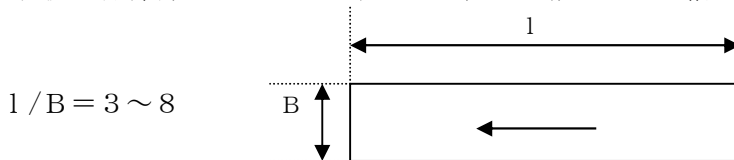
3 掘込沈砂池設計基準

- (1) 沈砂池への流入水路

土砂混入率2割を見込み、清水断面の1.32倍とする。
沈砂池の流入口はスリット拡大により流速を落とすよう考慮のこと。

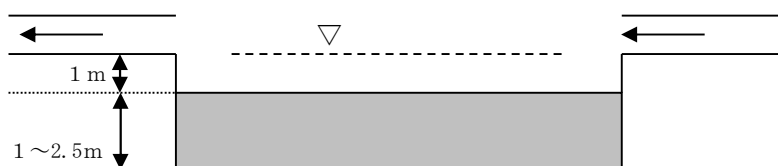
- (2) 沈砂池の平面形状

短絡流と停滞部を生じにくくするため長さを幅の3～8倍とする。



- (3) 沈砂池の深さ

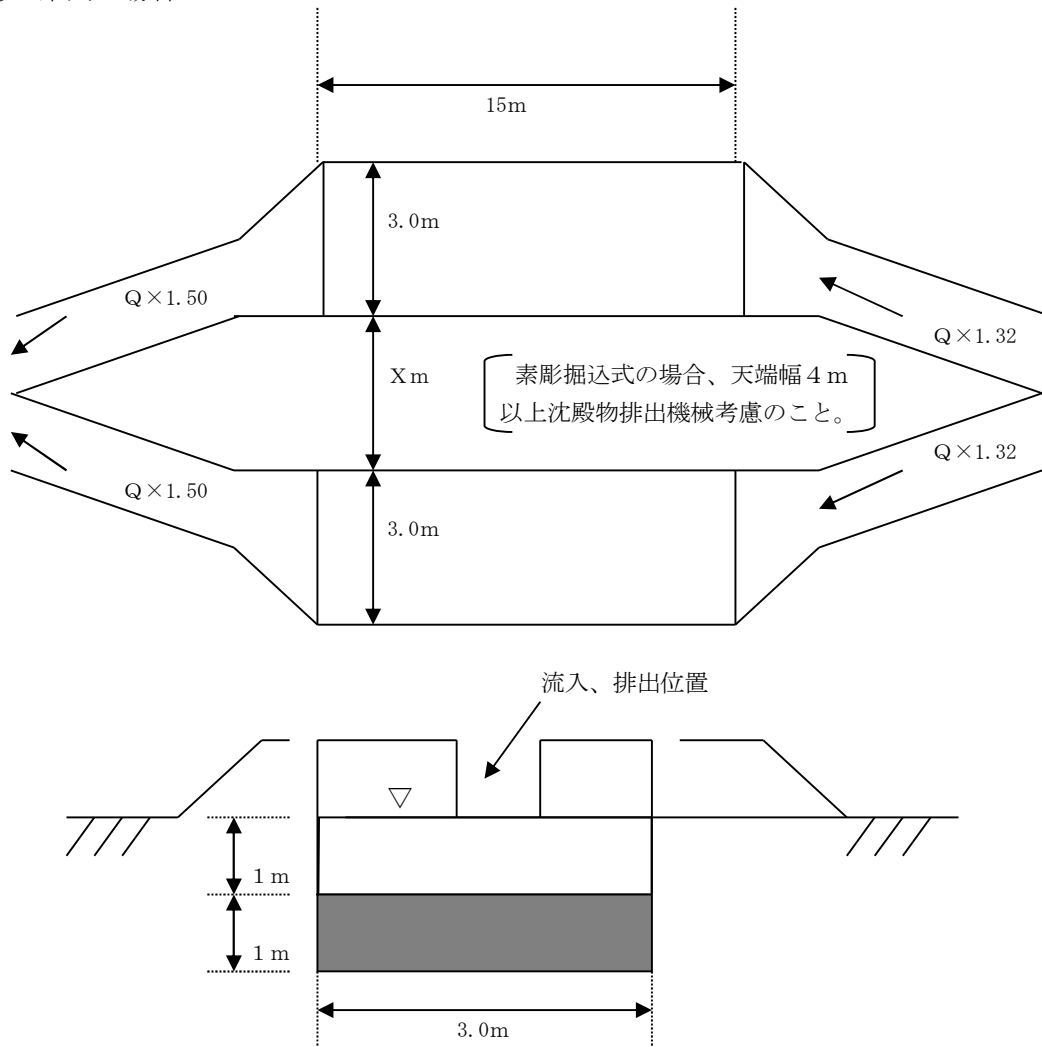
沈殿物の深さは、排除を考慮して1～2.5mとし、有効水深は掃流現象を防ぐため1m以上とする。



常時有効水深を1m以上確保するように沈殿物は排除のこと。

- (4) 沈砂池の池底こう配
沈澱物の排除を考慮し、排水口に向かって1/200～1/300とする。
- (5) 沈砂池の材質等
側壁の崩壊防止を特に配慮すること。また、側壁は流水が直接流入しないように地表面より高くすること。
- (6) 沈砂池の容量等
使用と浚渫を交互に行う場合は、原則として二系列以上とし、一系列の大きさは流出土砂量の1ヶ月分以上又は工事後流出係数が元の値に戻るまでに流出する土砂量以上とする。
- (7) 沈砂池の余水吐
越流しないように、Qの1.50倍以上とし、幅2m以上の矩形開水路とする。
($Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \text{ m}^3/\text{sec}$ f :流出係数0.9
 r :1/100確率降雨強度mm/h A :集水面積ha)
- (8) 沈砂池の位置
風向きと水流方向を合わせ、建物や樹木の風下になきように配慮のこと。
- (9) 計算例
面積1haの表土を取り裸地とする。
- ①二系列の場合
- ア 流出土砂量の想定
 $V1=300\text{m}^3 \times (1/12) \times 1\text{ha}=25\text{m}^3/\text{ヶ月}/\text{ha}$
- イ 工事終了後～緑化までの流出土砂量の想定
 $V=(15-1) \times 5\text{年} \times 1\text{ha}=70\text{m}^3$
(工事終了後草地(15m³/ha)に戻り、5年間で元の地表(1m³/ha)になるとすれば)
- ウ 沈砂池の幅を3.0m、長さを15m、深さを1.0mとすれば
沈砂池の密量 $v=3.0 \times 15.0 \times 1.0=45\text{m}^3$
二系列とするので $V2=v \times 2=90\text{m}^3 > 70\text{m}^3 \cdots \text{OK}$
- ②調整池兼用の場合
- ア 流出土砂量の想定
 $V1=300\text{m}^3 \times (4/12) \times 1\text{ha}=100\text{m}^3/\text{ha}$ 以上(4ヶ月に1度浚渫するとすれば)4ヶ月以上の容量を確保する。
- イ 工事終了後～緑化までの流出土砂量の想定
 $V=(15-1) \times 5\text{年} \times 1\text{ha}=70\text{m}^3$
(工事終了後草地(15m³/ha)に戻り、5年間で元の地表(1m³/ha)になるとすれば)
- ウ 沈砂容量を100m³以上確保しておけば工事完了後の必要容量も確保できる。
 $100\text{m}^3 > 70\text{m}^3 \cdots \text{OK}$

①二系列の場合



第4 申請書作成要領

- 1 土地利用事業計画承認申請書作成要領
- 2 事前協議申出書作成要領
- 3 変更計画の工事設計説明書作成要領
- 4 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱対象土地利用事業（5ha以上）の承認申請書作成要領
- 5 別紙1 土地利用事業計画書
別紙2 土地利用事業計画書
（産業廃棄物＜安定型・管理型＞最終処分場：土＜砂利＞採取場）
別紙3 土地調書
別紙4 土地利用事業計画概要書
- 6 別表1 土地利用事業計画申請書添付図書提出課一覧表

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく申請書類等作成要領

1 土地利用事業計画承認申請書作成要領

(1) 土地利用事業計画承認申請書（第1号様式）に記載する事項

事業の目的、施行区域の概要（所在地、面積）連絡先等を様式に基づき記載すること。

(2) 土地利用事業計画書（別紙1）に記載する事項

ア 事業目的

土地利用事業の目的については、従前の利用形態、新規事業による利用形態の変化、事業の動機、事業による効果等の観点から要約して記述すること。なお、申請地の選定理由を併せて記述すること。

イ 事業内容

計画事業の内容、営業方針、既実施事業と計画事業との関連、事業費の概算等について記述すること。

事前協議の同意を得た計画事業にあつては、その時の検討項目についての検討結果を一覧表にして記すこと。

ウ 都市計画区分（用途地域）

都市計画区分（用途地域）を記載すること。

エ 土地利用計画

計画区域内の総面積について、土地利用の目的別（配置する施設ごと）に面積内訳とその比率（小数点第2位まで表示）を記載すること。なお、必要な項目のみ記載し、他は削除すること。

オ 宅地分譲計画

住宅地造成の場合において、総面積、分譲面積、区画数、区画の最大・最小、平均面積、公共空地面積（道路、水路、緑地帯を除く）等を記載すること。

カ 建物建設計画

計画区域内に建設する建築物については、用途別に構造、階数、高さ、建築面積、床面積等を記載し、敷地全体での建築面積、床面積の合計と建築基準法に基づく建ぺい率、容積率を算出してとりまとめること。なお、建築物に係る工期と年次別計画があらかじめ定まっている場合は、併せて記載すること。

キ 道路計画（出入口・進入道路等）

計画地に出入りするために使用する公道の道路名（市道・県道・国道の別も明記）及びその幅員を表示し、出入口の数及びその幅員について既設、新設に分けて記載すること。

(ア) 進入道路として公道から計画地までの間に道路を新設する場合には、その計画概要と完成後の管理方法等を明記すること。

(イ) 宅地分譲等で計画区域内に道路を新設する場合には、その計画概要と完成後の管理方法等を明記すること。

(ウ) 計画地内に道路等（公図上の赤道、その他国有地を含む。）がある場合には、用途廃止又は付替等の計画を明記すること。

ク 用水計画

給水対象人口を推定し、計画区域内での1日最大及び平均使用量を算出すること。
また、水源について、市上水道、簡易水道、地下水等の使用区分を明らかにし、取水地点、取水量、給水方法、給水管の管径、受水槽の容量等を記載すること。

- (ア) 簡易水道の場合は、水源を図面上に明示し、区域内外の給水系統、維持管理方法を明示するとともに、簡易水道組合の給水承諾書を添付すること。
- (イ) 地下水を揚水する場合は、揚水場所を土地利用計画図に明示し、揚水量、揚水機の吐出口の断面積、井戸の深度等を明記すること。
- (ウ) 水利既得権者がある場合には、その同意書を添付すること。

ケ 排水計画

計画区域内及び関連する必要区域について、自然水（雨水）、生活污水（し尿及び雑排水）及び工場排水等の排水系統を明確にした排水計画を策定するものとし、それぞれの排水系統ごとの処理計画及び最終放流先を記載すること。

コ 土地造成計画

造成工事の方法、こう配、土量計算書に基づく盛土量・切土量、残土・不足土の処理方法、土砂の運搬経路、搬出入車両の状況等を記載すること。
(造成計画平面図及び縦横断図に詳細な寸法等を明記すること。)

サ 防災、消防計画

地形その他周辺の状態を十分調査し、土地造成工事及び建設工事に伴う仮設防災施設をはじめ、調整池、堰堤、敷地外周の擁壁・板棚等の永久構造物としての防災施設の設置計画を記載すること。また、火災防備に関する計画を明らかにし、消火栓、防火水槽等の設置計画を併せて記載すること。

シ 公害防止計画

工事中及び施設完成後において、騒音、振動、粉塵、ばい煙、悪臭、水質汚濁、地盤低下、土壌汚染等の公害発生のおそれがあるものについては、その防止計画を具体的に記載すること。なお、工場、危険物使用施設等の建設にあたっては、生産工程、設置機械及び使用薬品等を明示すること。

ス 清掃計画（環境衛生対策）

ごみ処理については、想定される廃棄物の排出量を算出し、その処理方法を記載すること。また、産業廃棄物が発生する場合は、その処理計画（自家処理又は委託処理の別、処理方法又は委託先等）を記載すること。

セ 文化財保護計画

計画区域内及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地や史跡、名勝、天然記念物等がある場合は、あらかじめ担当課と協議を行い、その協議結果に基づいた保護、保全対策等の計画を策定し、記載すること。

ソ 関連公共施設整備計画

計画している土地利用事業に関連し、既設進入（接続）道路（公道）の拡幅整備等の計画や、放流先水路の付替え、拡幅整備等の計画がある場合について、その概要を記載すること。

タ その他の参考事項

ア～ソの項目に該当しないでその他参考となる事項について記載すること。

(ア) 工事中に関する特記事項（特殊な工法、交通安全対策等）

(イ) 施設完成後に関する特記事項

- ・ 施設の利用形態（営業時間、従業員数、車両の出入り、管理方法等）
- ・ 賃貸施設の場合の賃借人の概要（業種、営業形態等）
- ・ 施設内における設置機械、使用薬品、生産品（量）、保管品（量）等

(3) 土（砂利）採取事業、産業廃棄物の埋立処分に係る土地利用事業については、土地利用事業計画書（別紙2）に記載すること。

ア 土（砂利）採取事業に係る土地利用事業

土（砂利）採取事業については、次の事項を明らかにすること。

- ・ 採取土量及び採取期間
- ・ 採取方法及びその施設（図面添付）
- ・ 防災施設及びその方法（図面添付）
- ・ 搬出方法及び搬出先並びに運搬経路（図面添付）
- ・ 採取跡地の利用計画（図面添付）
- ・ 隣接土地所有者の同意書

※関係法令に基づく届出に準拠した計画書を作成すること。

イ 産業廃棄物の埋立処分に係る土地利用事業

産業廃棄物の埋立処分については、次の事項を明らかにすること。

- ・ 埋立処分量及び処分期間（埋立地の容量、必要処分量を算出した根拠）
- ・ 埋立処分方法及びその施設（図面添付）
- ・ 防災対策
- ・ 廃棄物の搬入方法及び運搬経路（図面添付）
- ・ 掘削土量計算とその処分方法（搬出先等）
- ・ 表土等の仮置方法又は覆土調達方法等
- ・ 埋立処分跡地の利用計画（図面添付）
- ・ 産業廃棄物処理業者であることの証明
- ・ 隣接土地所有者及び利害関係者等の同意書
- ・ 排出事業者及び運搬業者等との委託契約書の写し

(4) 提出書類

ア 土地利用事業計画承認申請書（第1号様式）

イ 土地利用事業計画書（別紙1又は2）

ウ 土地調書（別紙3）

エ 申請者の経歴書、商業登記簿の登記事項証明書、定款等

※市内在住の個人及び市内に事業所を有する法人は不要

オ 施行区域内の民有地における地権者の同意書

※個人で自署の場合は認印による捺印可能。

自署以外又は法人の場合は、実印により捺印し、印鑑（登録）証明書を添付すること。

カ 添付図書（別添一覧表のとおり）

（ア）位置図（縮尺1／50000以上）

- ・ 方位、開発場所を明示すること。
- ・ 国土地理院の地形図を準用すること。

（イ）開発区域図（周辺案内図）

（縮尺1／2500以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、地形、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。
- ・ 国土地理院の地形図を準用すること。

（ウ）現況写真

- ・ 全景及び近景を表すカラー写真
- ・ 大規模開発にあつては、撮影位置を現況図に表示すること。

（エ）現況図（縮尺1／1000以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。
- ・ 凡例を示し、着色すること。
- ・ 開発区域及び周辺の土地利用現況及び法令による規制区域を明示すること。
- ・ 周辺地域の道路、河川等の公共施設、民家等の分布状況を明示すること。

（オ）土地利用計画図（緑化計画図及び給排水計画図を兼ねる）

（縮尺1／1000以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。
- ・ 施設の配置計画等を着色し、明示すること。
- ・ 緑化計画及び給排水計画を明確にし、図示すること。
- ・ 住宅地等の分譲を行う場合には、区画ごとに番号を付して面積を明示すること。
- ・ 凡例に施設ごとの面積内訳と、その比率を明示すること。
- ・ 計画地に接する道路名（幅員）、河川名等を明示すること。

（カ）公図写

- ・ 原則として計画地の全域を1枚の図面に表示し、境界及び周辺の字界、地番、所有者、地積、公道並びに水路等を明示すること。
- ・ 国有地、水路、堤塘敷をそれぞれ赤、青、薄墨色に着色すること。
- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。

（キ）登記事項証明書

- ・ 申請直前のものを添付すること。

（ク）造成計画平面図及び縦横断図

（縮尺1／1000以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 平面図に計画地の境界を明示のうえ、切土、盛土する部分についてそれぞれ黄色と赤色に着色すること。

- ・ 土工計画のブロック図を併記すること。
 - ・ 擁壁の位置、造成後の地盤高及び道路の位置、形状、幅員、こう配を図示すること。
 - ・ 造成後も開渠として残す水路を青色で着色すること。
- (ケ) 建築物平面図、立面図（日影図）
（縮尺 1 / 300 以上、大規模建築物はこの限りではない。）
- ・ 建築面積、床面積、構造、階数、高さ等を明示すること。
 - ・ 外壁の材質、色彩等を明示すること。
 - ・ 耐火構造、簡易耐火構造の別を明示すること。
- (コ) 実測求積図（緑地求積図を兼ねる）
（縮尺 1 / 1000 以上、20 h a 以上は 1 / 5000 以上）
- ・ 方位、寸法、求積方法を明示すること。
 - ・ 緑地部分だけの求積も同時に明示すること。
- (サ) 給排水施設（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 給水施設としては、受水槽、高架水槽及び送水ポンプ等の容量、能力を明示した構造図
 - ・ 排水施設としては、雨水処理用の U 字溝、最終集水柵（浸透柵）、油水分離槽等の構造図、生活污水处理用の浄化槽（合併処理浄化槽）の規模、能力を明示した構造図又は仕様書等
- (シ) その他開発の規模、内容、地形状況等に応じ必要とする図書
- a 現況植生図及び樹木保存計画図
（縮尺 1 / 1000 以上、20 h a 以上は 1 / 5000 以上）
- ・ 樹木の種類、高さ、群集の規模毎に着色のうえ図示すること。
- b 緑化模式図（縮尺 1 / 100 から 1 / 400 以上）
- ・ 各施設毎の平面及び断面の緑化模式図を作成すること。特に盛土、切土ののり面の高さ、こう配等の状況も正確に把握できるように作図すること。
- c 防災施設計画平面図、構造図（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 調整池、砂防ダム、板柵、集水柵等の防災施設の形状、構造を図示し、各部分の寸法を明示すること。
- d 道路計画平面図、構造図（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 新設道路及び改修道路の形状、構造等を図示し、各部分の寸法を明示すること。
- e 崖、擁壁の構造図（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 崖、擁壁の形状、構造等を図示し、各部分の寸法を明示すること。
- f 公共用地改廃対照図
（縮尺 1 / 1000 以上、20 h a 以上は 1 / 5000 以上）
- ・ 道路、水路等の公共用地の現況と完成後の状態が対比できるように図示すること。
- g 接続道路及び流末水路の概要及び改修計画書
- ・ 接続道路及び流末水路を改修する計画がある場合は、その概要について記載すること。

h 汚水処理施設及び産業廃棄物処理施設設計図書

- ・ 汚水処理施設、産業廃棄物処理施設を設置する場合は、その能力、規模等を明確にし、その算出根拠（計算書等）を表記すること。

i 水理計算書（調整池容量計算書）

- ・ 開発面積5000㎡以上について、必要調整容量、計画調整能力（量）、放流口及び余水吐の断面、下流河川の排水能力等を合理式等に基づき計算し、明示すること。

j 土量計算書

- ・ 盛土、切土がある場合について、断面毎に算出した移動土量を積算して合計した土量を明示すること。（不足土の手立て又は残土の処理方法等も併せて明記すること。）

(5) 提出部数

申請書は、各幹事への配布方式をとるため、10～20部程度になるが、案件毎に別表1「土地利用事業計画承認申請書添付図書提出課一覧表」により指示する。

2 事前協議申出書作成要領

(1) 事前協議申出書（第3号様式）に記載する事項

1の(1)に準ずる。

(2) 土地利用事業計画概要書（別紙4）に記載する事項

ア 計画概要

- (ア) 事業の目的、内容、効果、主たる施設等の事業計画の概要（宅地分譲等を目的とする場合は分譲予定区画数）を記載すること。
- (イ) 施設完成後の利用形態、管理方法、従業員雇用計画の概要を記載すること。
- (ウ) 既定計画又は将来計画がある場合には、これらの計画との関連について記載すること。
- (エ) 市内における既実施事業の成果について記載すること。
- (オ) 土地利用計画について、目的別（配置する施設ごと）に面積内訳とその比率（小数点第2位まで表示）を記載すること。

イ 計画地の状況

- (ア) 計画地を選定した理由（計画地でなければならない理由、条件等）を明確にすること。
- (イ) 土地調書（別紙3）に必要事項を記入の上、計画地の現況を明示するとともに、地権者の同意状況を明示すること。
- (ウ) 土地利用規制現況を明示するとともに、個別規制法令の許認可等の見通し（協議事項）を記載すること。
- (エ) 計画地の地形及び周辺の状況を概略記載すること。
- (オ) 山林の現況（面積、種類等）及び伐開（造成）計画面積を明示すること。
- (カ) 接続する道路の現況、計画道路（新設、改修）を明示すること。

ウ 防災計画の概要

- (ア) 防災計画の基本方針を明示すること。
- (イ) 雨水排水計画を明示すること。
- (ウ) その他の防災計画があれば明示すること。

エ 用水計画

計画に伴い必要とする用水量を算出し、その水源、取水方法等を明示すること。

オ 自然環境保全計画

計画地の自然環境の現状と、その保全対策の基本方針を明確にすること。

カ 文化財保護計画

計画区域における文化財の所在の有無について確認し、文化財が所在する場合は、取扱いについての基本方針を明示すること。

キ 公害防止計画

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、産業廃棄物、一般廃棄物等に区分して防止計画の基本方針を明示すること。

ク 資金計画

収支計画（当初）と年次別資金計画を作成すること。なお、収入の調達方法を裏付ける書面（預金残高証明書、融資証明書等）の提出を求める場合もあるので留意すること。

ケ 環境影響評価結果

要綱第11条に該当し、環境影響評価等の調査を実施したものについては、その結果と事業計画に反映した事項等を要約して記載すること。

コ その他特記事項及び参考となる事項

(3) 提出書類

提出する書類は、別表1の土地利用事業計画承認申請書添付図書提出課一覧表の添付図書のうち1から7までの図書とする。

(4) 提出部数

1の(5)に準ずる。

3 変更計画の工事設計説明書作成要領

(1) 変更承認申請書（第7号様式）に基づき、必要事項を記載すること。

(2) 計画変更の概要

ア 第1土地利用事業計画承認申請書作成要領に定める事項について、別紙1の土地利用事業計画書の様式に準じて変更対照表を作成し提出すること。

イ 将来計画がある場合には、それらとの関連も明記すること。

(3) 添付図書

土地利用計画図等関連する図書に、変更箇所を明示したものを提出すること。

(4) 提出部数

1の(5)に準ずる。

4 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱対象土地利用事業（5ha以上）の承認申請書作成要領

（1）土地利用事業計画承認申請書（第1号様式）は、1の（1）のとおりとする。

（2）土地利用事業計画書については、県要綱申請書等の標準作成要領に準ずる。

【別紙 1】

土地 利 用 事 業 計 画 書

1 事業目的 (申請地の選定理由)								
2 事業内容								
3 都市計画区分							建ぺい率： % 容積率： %	
4 土地利用計画 ※1	・建物			m ²	(%)	
	・駐車場			m ²	(%)	
	・資材置場			m ²	(%)	
	・緑地			m ²	(%)	
	・公園			m ²	(%)	
	・宅地分譲地			m ²	(%)	
	・道路、通路			m ²	(%)	
	・調整池			m ²	(%)	
	・その他()			m ²	(%)	
	合計			m ²	(100.00%)		
5 宅地分譲計画 (有・無)	街区数	街区	最大街区面積		m ²	街区最長辺長	m ²	
	区画面積	(最大)	(最小)	(平均)				
		m ²	m ²	m ²				
	予定建築物等	住宅	工場	集会所	共有施設	その他	計	
	区画数							
6 建物建設計画 (有・無)	<用途> <構造> <階数> <高さ> <建築面積> <床面積> . . .							
	合計建築面積				m ²	合計床面積		m ²
	建ぺい率				%	容積率		%
7 道路計画 (出入口・進入路等)								
8 用水計画 (有・無)								

※1 必要な項目のみ記載し、他は削除すること。

9 排水計画	<自然水> <生活污水> <工場排水>					
10 土地造成計画	総盛土量	m ³	総切土量	m ³	残・不足土	m ³
	平均盛土高	m		平均切土高	m	
	残土・不足土の処理方法					
	土砂搬出入車両・台数					
11 防災消防計画	<防災施設> <消防水利> <外周の保護対策>					
12 公害防止計画						
13 清掃計画 (環境衛生対策)						
14 文化財保護計画						
15 関連公共施設 整備計画						
16 その他参考事項 (事業完了後の利用 形態、管理方法等)						
(注)・各項目に記載しきれない場合は、適宜別紙に記載して本書に添付すること。 ・用地の概要については、別紙3の土地調書に記載し、添付すること。 ・添付図書については、作成要領に基づき作成し、本書と一体に取りまとめること。						

【別紙 2】

土地利用事業計画書（産業廃棄物＜安定型・管理型＞最終処分場：土＜砂利＞採取場）

1 事業目的 (申請地の選定理由)	
2 計画地及び 周辺の状況 (都市計画区分等)	
3 土地利用計画	・事業区域全体面積 …………… m ² (100.00%) 埋立処分地面積 …………… m ² () % 採取区域面積 …………… m ² () % 保安区域面積 …………… m ² () % 調整池及び沈砂池面積 …………… m ² () % 永久法面積 …………… m ² () % 取付道路面積 …………… m ² () % 緑地面積 …………… m ² () % その他 …………… m ² () %
4 埋立品目及び 処分量	() m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³
5 採取品目及び 採取量	() m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³
6 切土及び盛土量	(1) 切土量 () m ³ →場内使用土量 () m ³ : 場外搬出土量 () m ³ (2) 盛土量 () m ³ →場内搬入土量 () m ³ →その他覆土厚 () cm
7 掘削方法	
8 掘削深又は高さ	
9 小段及び犬走り	(1) 小段の高さ m (2) 犬走りの幅 m
10 新入路及び取付 道路計画	
11 搬出入車両	(1) 工事車両 t 台/日 : t 台/日 : t 台/日 合計 台/日 (2) 運搬車両 t 台/日 : t 台/日 : t 台/日 合計 台/日 : 合計搬出量 m ³ /日
12 防災対策及び 排水計画	

13 付帯施設計画 (観測用井戸等)	
14 跡地利用計画	
15 自然環境の保全 と復元の方法	
16 工事期間	掘削工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間)
	埋立期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間) 《 m ³ /日 : m ³ /月》
17 その他	処分場外周の 保護対策
	交通安全対策
	用水計画
	使用機械
	その他 特記事項

※ 掘削に伴う土砂等の処理及び覆土の調達方法については、別に計画書を添付すること。

[搬出先、運搬業者(車両ナンバー)運搬経路を明確にすること。]

※ 産業廃棄物の埋立処分については、埋立品目、排出事務所一覧、運搬業者(車両ナンバー)等を明記した書類を添付すること。

※ 管理型産業廃棄物の埋立処分については、遮水工法、浸出液集水施設及び処理施設等の内容を明記した書類を添付すること。

※ 土採取場については、静岡県土採取等規制条例に基づく届出に準じた計画書を添付すること。

土 地 調 書

(1) 計画区域内の土地の状況

区 分	公 簿 面 積				実 測 面 積	
	既取得地 (㎡)	未取得地 (㎡)		計 (㎡)	面積 (㎡)	割合 (%)
		民有地	公有地			
宅 地						
農 地	田					
	畑					
	その他					
	小 計					
山 林						
原 野						
公共公益用地						
その他 ()						
合 計						

(2) 用地取得に関する事項

区 分	面積(㎡)	割合(%)	筆数	権利者数	その他(予定対価等)
既取得地	自 己 所 有 地				
	賃貸等 契約済地				
	小 計				
取得 予定地	買 収				
	賃貸等 契約予定地				
	小 計				
合 計		100.00			

(3) 各筆ごとの土地の現況

※ 摘要欄には既取得（買収済、借地済）、未取得地（買収予定、借地予定）の別や国土法に基づく届出状況等を記入すること。

土地の所在 (大字、字)	地番	公簿 地目	現況 地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	土地所有者 住所氏名	取 得 年月日	所有権 以外の 権 利	摘要
計									

【別紙4】

土地利用事業計画概要書

1 計 画 概 要	事業の目的							
	事業内容							
	施設の利用形態							
	規定計画等との関連							
	土地利用計画	施設名						合計
面積 (%)								
2 計 画 地 の 状 況	計画地の選定理由							
	地権者の同意状況							
	【土地利用規制状況】							
	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積 (ha)	規制区域 との距離	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積 (ha)	規制区域 との距離
	国土利用計画法 都市計画法 農振法 (農用地区域) 森林法 (保安林) 自然公園法 自然環境保全法 (〃 条例)				文化財保護法 建築基準法 (災害危険区域) 急傾斜地 崩壊危険区域 砂防指定地			
	土地利用規制 法令許認可の 見通し							
	計画地 周辺の状況 (集落・水源等)							
	計画地の地形	標高	最高	m	傾斜度 0~15度	15~30度	30度~	
			最低	m	m ²	m ²	m ²	
			標高差	m	%	%	%	

	森林状況	現況森林	伐開造成(予定)森林	備考
2 計画地の状況	人工林 〔杉、檜 その他〕			
	自然林 原野 その他			
	合計			
	道路現況等	接続道路現況		
		計画道路		
3 防災計画	基本方針			
	造成計画			
	雨水排水計画			
	その他防災計画			
4 用水計画				
5 自然環境保全計画				
6 文化財保護計画				
7 公害防止計画				
8 資金計画				
9 事前調査結果				
10 その他特記事項				

別表 1 土地利用事業計画承認申請書添付図書提出課一覧表

(※1～11 必須図書、①～⑩必要に応じ添付する図書、▲は産業廃棄物処理施設)

関係課 添付図書	建築土地対策課	都市計画課	みどりの課	市街地整備課	建設総務課	道路整備課	道路維持課	河川課	下水道建設課	水道維持課・水道工務課	農業委員会事務局	農政課	林政課	産業政策課	商業労政課	文化財課	環境総務課	廃棄物対策課	環境保全課	(消)警防課	(消)予防課	企画課	市民安全課	学務課	防災危機管理課	その他関係課	
1 位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 開発区域図(周辺案内図)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 現況図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 土地利用計画平面図(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 公図写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 造成計画平面図及び縦横断面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 予定建築物平面図・立面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 実測求積図(緑地求積図兼ねる)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 給排水施設構造図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 現況植生図及び樹木保存計画図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 緑化模式図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 防災施設計画平面図及び構造図(消防水利を含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 道路計画平面図及び構造図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 崖・擁壁の構造図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 公共用地改廃対照図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 接続道路及び流末水路の概要及び改修計画書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 汚水処理施設及び廃棄物処理施設設計図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 水理計算書(調整池容量計算書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩ 土量計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪ その他市長が必要と認める図書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

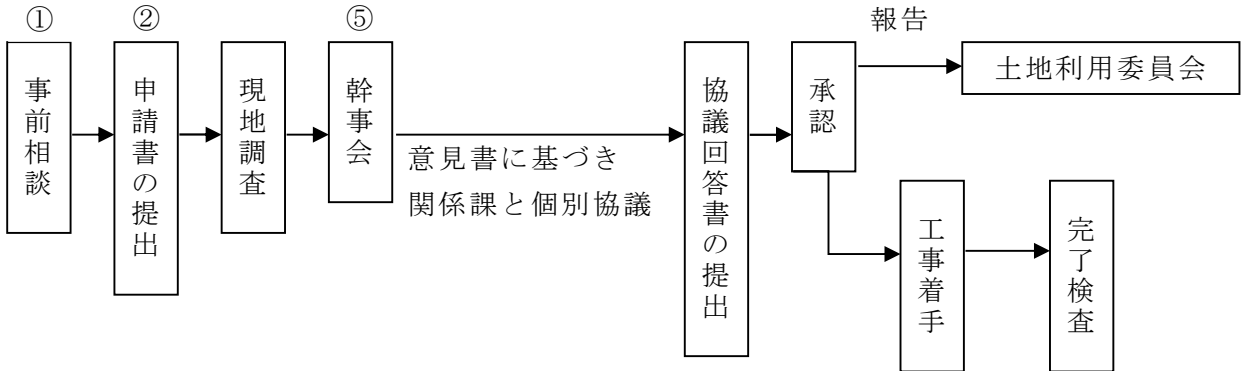
(注1) 緑化計画図及び給・排水計画図を兼ねる。

第5 その他

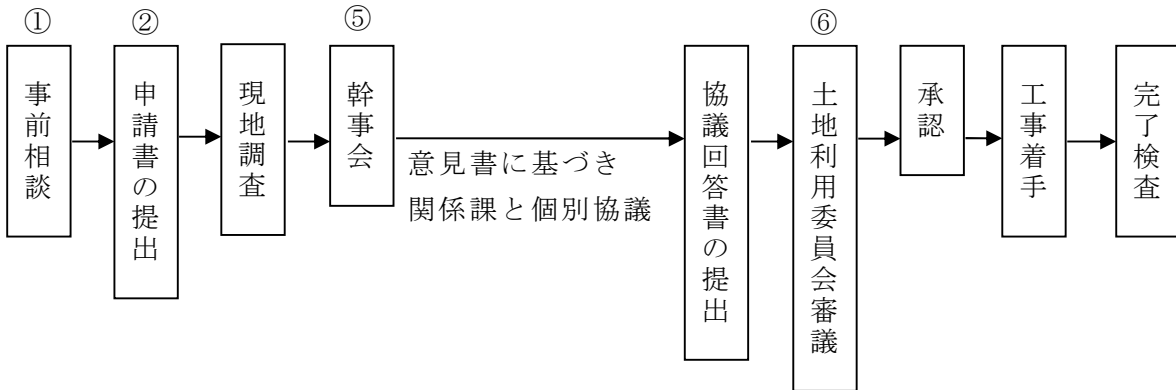
1 審査システムフロー

審査システムフロー

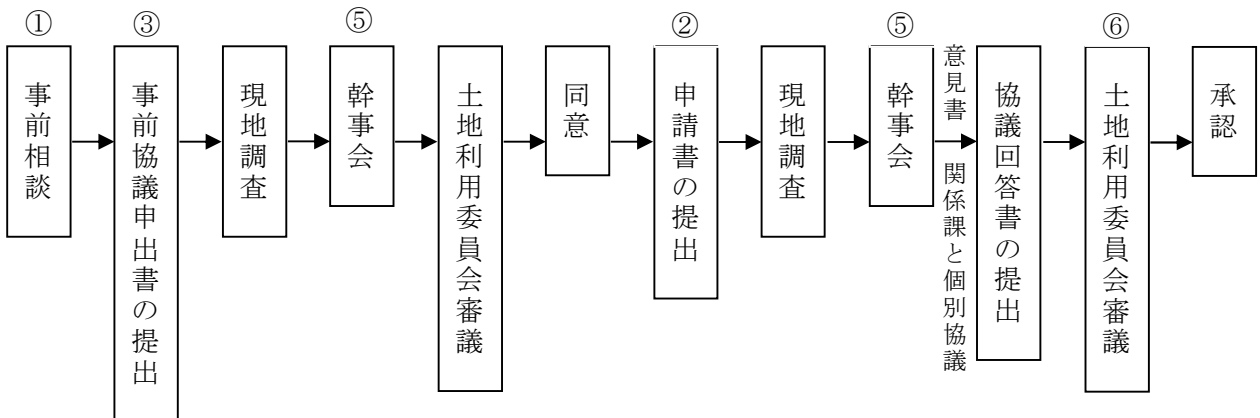
◎ 幹事会処理案件（5,000㎡未満）



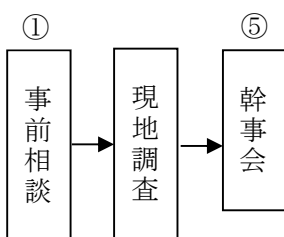
◎ 委員会審議案件（5,000㎡以上）



◎ 事前協議が必要な案件（要綱第10条該当案件）

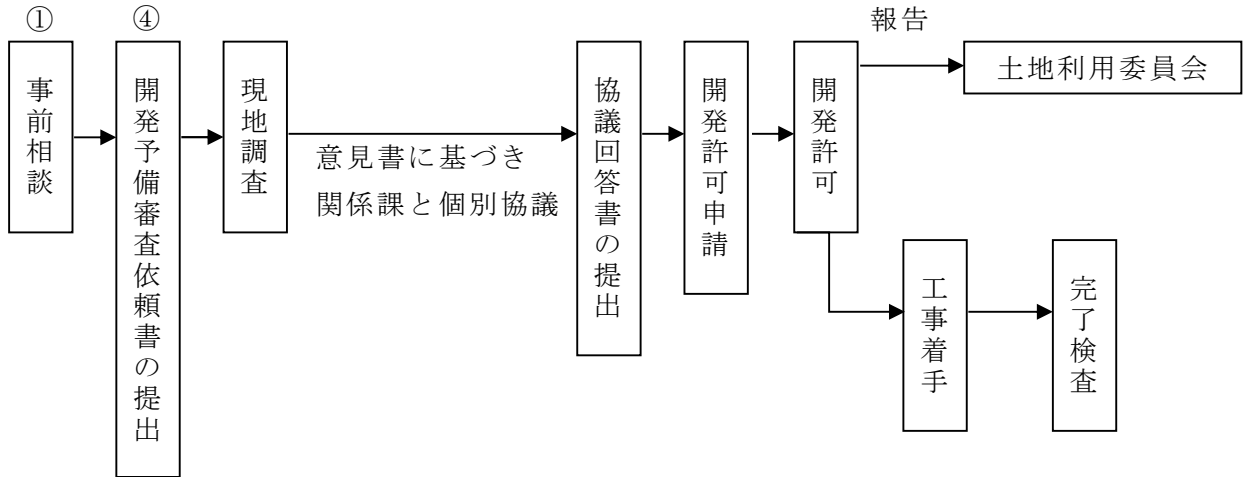


◎ 環境影響調査の必要な案件（要綱第11条該当案件）

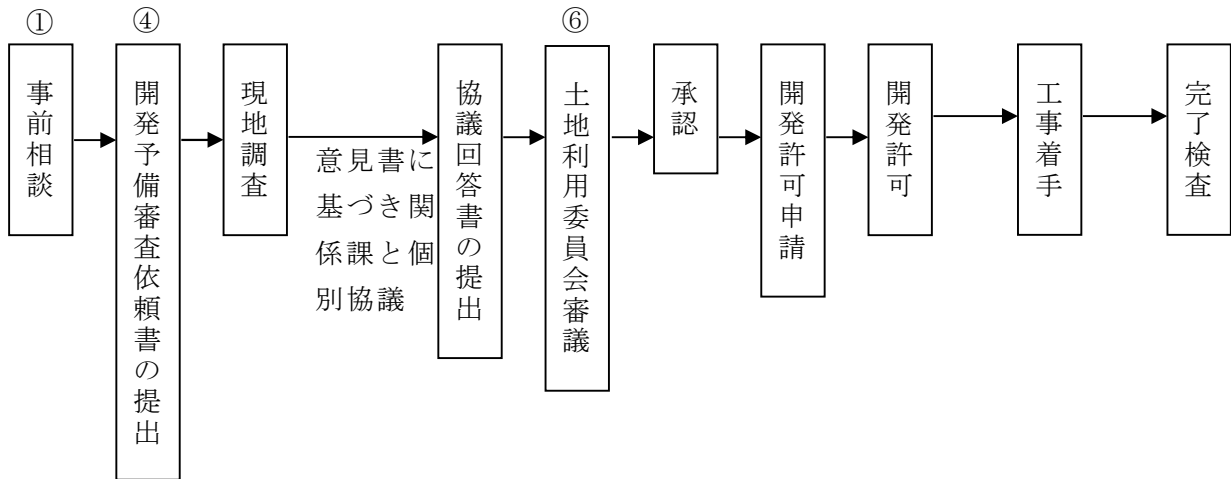


- ・ 幹事会において調査項目、期間等の指示を行う。
- ・ 調査等手続き完了後、前記事前協議申出書を提出する。

◎ 開発行為の許可を要する案件（5,000㎡未満）



◎ 開発行為の許可を要する案件（5,000㎡以上）



注意事項

- ① 事前相談：随時、事前相談依頼書により受け付け、申請図書、必要部数及び関係課等を示す。
- ② 申請書の提出：提出締切日の7日前までに1部を提出し事前に書類確認を受ける。（7日前が土・日曜、祝休日に当る場合は、その前日とする。）その後、提出締切日（午前）までに必要部数を提出する。なお、提出締切り、現地調査の日程については公開されている年間スケジュールを確認すること。
- ③ 事前協議申出書の提出：上記②に同じ
- ④ 開発予備審査依頼書の提出：提出締切日（午前）までに必要部数を提出する。なお、提出締切り、現地調査の日程については公開されている年間スケジュールを確認すること。事業区域の面積が5,000㎡以上の場合、土地利用承認申請書を同時に提出すること。
- ⑤ 幹事会：原則として、前月下旬に現地調査を行ったものを当月10日頃、当月上旬から中旬に現地調査を行ったものを当月25日頃に幹事会にて審議する。
- ⑥ 土地利用委員会審議：月1回20日頃に定例開催する。当月の5日（午前）までに協議回答書が提出され、意見条件等の確認が終了したものを委員会に付議する。（当月5日が土・日曜、祝休日に当る場合は、その前日を協議回答提出日とする。）

- ・5,000㎡以上の開発審査会案件は、土地利用承認後、開発審査会の議を経て開発許可申請となる。
- ・県土地利用の申請が必要な案件（原則5ha以上）については、別途指示する。